

## (仮称) 今金せたな風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する質問事項及び事業者回答

## 1. 全体に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-1	-	ウェブサイトにおける図書の公表について	1次	<p>①貴社ウェブサイトにおける、本準備書のインターネットでの公表期間及び、ダウンロードや印刷について、インターネットによる縦覧は縦覧期間終了後から1年間、または評価書の縦覧開始日の前日までのいずれか早い日までとなっており、方法書段階から一定の配慮が見られますが、電子縦覧図書のダウンロード・印刷は不可能となっております。</p> <p>また、これらについて、図書の公表に当たっては、広く環境保全の観点から意見を求められるよう、法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表することのほか、印刷可能な状態にすることにより、利便性の向上に努めることが重要と考えますが、事業者の見解を伺います。</p> <p>②環境省は、縦覧又は公表期間を超えると、環境影響評価図書の閲覧ができなくなっていることを踏まえ、国民の情報アクセスの利便性向上や情報交流を図ることを目的に「環境影響評価図書の公開について」（環境省大臣官房環境影響評価課長通知、H30.4.1施行R4.6.30改訂）を発出し、事業者の協力を得て、環境影響評価図書の公開を進めることとしており、さらに、令和7年6月20日には、アセス図書の継続公開に関する内容などを含む「環境影響評価法の一部を改正する法律」が公布されていますので、これらのことを踏まえてご回答願います。</p>	<p>①環境影響評価図書には開発に関する重要な情報が含まれており、他事業者による調査内容の盗用や不正な利用、また、第三者による悪用の恐れがあるため、環境影響評価図書をダウンロード・印刷が可能な状態にすることは控えております。ただし、準備書に関しては、法に基づく縦覧期間終了後においても、縦覧期間終了後の1年間、または評価書の縦覧開始日の前日までのいずれか早い日まで継続して公表することとしており、引き続き、地域の理解・納得を得つつ、適切に事業を進めていく所存です。</p> <p>②①と同様の回答となりますが、盗用や不正な利用等悪用の恐れがあるため環境影響評価図書をダウンロード・印刷が可能な状態にすることは控えております。ただし、準備書に関しては、法に基づく縦覧期間終了後においても、縦覧期間終了後の1年間、または評価書の縦覧開始日の前日までのいずれか早い日まで継続して公表することとしており、図書の継続公開に対しては一定の配慮を行っております。その他「環境影響評価法の一部を改正する法律」の交付に伴い、今後環境省からの要望などがあれば、実行可能な範囲で協力いたします。</p>
1-2	-	関係機関との協議	1次	「風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律」に関し、防衛省への事前相談を行っているか、事業者の見解をご教示ください。	2023年に防衛省防衛政策局運用基盤課風力相談窓口に対し事前相談を行い、影響がないことを確認いたしました。

## 2. 「第2章 対象事業の目的及び内容」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-1	2	2.1.1対象事業の目的と背景	1次	カーボンニュートラルとネイチャーポジティブは、同時に達成を目指すべき目標であると考えられますが、本事業におけるネイチャーポジティブに係る取組に対する事業者の見解をご教示ください。	本事業においては、カーボンニュートラルの達成を目指すことはもとより、ネイチャーポジティブの実現にも取り組む必要があると認識しており、ネイチャーポジティブにつながる施策を検討・実施してまいります。環境教育など、生物多様性の価値向上につながる活動についても行政や教育機関等と調整を図りながら検討いたします。
2-2	3 251	2.1.2環境影響評価準備書の事業計画の検討経緯	1次	<p>①「方法書の対象事業実施区域から300m」が何を意味するのかをお示しください。また、WT1、WT2及びWT9が方法書時の風車設置予定範囲外の配置となっていることから、方法書時の風車配置予定範囲からの距離をそれぞれお示しください。</p> <p>②事業計画の検討経緯の3つ目において、対象事業実施区域の東側には風力発電機を設置しない計画とした理由について、「事業計画の具体化により」とありますが、その内容を具体的に教示ください。</p> <p>③対象事業実施区域から水源涵養保安林を除外したとのことですが、P251の図によると土砂流出防備保安林や防風保安林は対象事業実施区域内に存在しています。これらの保安林を対象事業実施区域から除外する必要がないと判断した理由をお示しください。</p>	<p>①環境影響評価法施行令別表第二（第十三条関係）十六に記載の対象事業実施区域の手続を経ることを要しない変更の意味しております。また、WT1、WT2、WT9と方法書時の風車配置予定範囲の距離図を、別添資料2-2①にお示しいたします。</p> <p>②環境調査を実施し、対象事業実施区域の東側は植生自然度が高いエリアであることが確認されたため、風力発電機を設置しない計画といたしました。</p> <p>③保安林（水源涵養保安林、土砂流出防備保安林、防風保安林）において事業計画を検討する際、保安林の持つ機能が維持されるよう、可能な限り土地の改変量を抑制すること等により自然環境への影響を回避又は極力低減できるよう配慮することを前提としております。風車ヤードや管理道路の配置にあたり、土砂流出防備保安林・防風保安林の改変が最小になるよう配置計画・ルート選定を検討しております。水源涵養保安林が位置する区域の南東部分は、植生自然度も高く、特に自然環境への配慮が必要と判断し除外いたしました。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-3	5~7	図2.1-1対象事業実施区域の方法書時との比較	1次	①砂防指定地と植生自然度9は改変区域ではないとのことですが、これらを対象事業実施区域から除外しなかった理由をお示しください。	①方法書から準備書にかけて砂防指定地及び植生自然度9の大部分は対象事業実施区域から除外したものの、今後実施する詳細設計や、周辺地域住民や関係機関との協議による土地使用の制約等で、道路の拡幅など部分的な改変が生じる可能性を排除できないことから、対象事業実施区域に含めている部分もあります。ただし、現状は改変をしない計画となります。
				【非公開】	【非公開】
2-3	5~7	図2.1-1対象事業実施区域の方法書時との比較	1次	③WT01及びWT02について、風力発電機の設置位置が方法書時点から変更となっていますが、変更前後の前記風力発電機での鳥類（ミサゴ、ハチクマ、オオタカ及びクマタカ）の年間予測衝突数及び高利用域における改変面積並びに改変率をお示しいただき、各種鳥類への影響の度合いの変化について、事業者の見解をお示しください。	③別添資料2-3において、ミサゴ、ハチクマ、オオタカ及びクマタカの、方法書時点での風力発電機設置予定位置における年間予測衝突数をお示しいたします。なお、方法書時は基数を24基としておりましたので、24基すべての位置における予測衝突数及び合計値を算出しております。いずれの種についても、設置予定位置の変更及び基数の減少により、合計の予測衝突数は減少しております。 高利用域における改変面積並びに改変率については、方法書時点の風車配置では改変区域を設定していないため算出できないこと、ご承知おき願います。
				④10.1.4の動物の項目の内容を踏まえると、区域北部では希少猛禽類の営巣地が多く確認されていますが、対象事業実施区域や風力発電機の設置位置の検討の際に、ミサゴの営巣地との離隔を取ることで良いと判断した理由をお示しください。	④オオタカやハチクマも区域北部の風力発電機群の周囲に確認されておりましたが、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（環境省、平成24年）に示されている営巣中心域の半径や繁殖期に妨害すべきでない範囲の推奨距離（半径）を参考にしたところ、オオタカは約300m、ハチクマは約400mとされており、当初計画でもこれらの離隔は確保されておりました。一方でミサゴの推奨距離は約500mとされているのに対し、当初計画ではミサゴ（金原ペア）からWT01までは約270m、WT02までは約260m、WT03までは約375mと推奨距離を大きく下回っていたため、ミサゴ（金原ペア）を優先的に配慮する計画といたしました。また、オオタカ（赤禿ペア）も当初計画では風力発電機から約340m距離であったことから、オオタカにおいても可能な範囲で離隔をとるよう配慮し、営巣地から約370mの距離となる計画といたしました。区域北部の希少猛禽類に関する配慮について、上記のとおり補足し、評価書において修正する考えです。
2-4	18	2.2.7工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項(2) 工事工程	1次	試験運転期間が春季を避け、2度とも冬季に掛かるように設定している具体的な理由がありましたらご教示ください。	着工時期及び冬季の休工期間を除いた時期に風車据付工事を実施することを勘案すると、最短で試験運転を開始できる時期は、工程表に示す時期となります。なお、試験運転調整は冬季も対応可能なため、冬季休工中にも工程を見込んでいます。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-5	20～ 35	図2.2-4(1) 改変区域図	1次	風車ヤード及び土捨場の沈砂池について、盛土した箇所を切り込む形で造成する計画となっている箇所がありますが、安全性の観点から、土砂の流出や法面崩壊の対策を十分に行い、各箇所の盛土高や盛土材料に応じた勾配の設定が必要と考えられます。どのような安全対策の上で、本計画となっているのか、事業者の見解をご教示ください。	沈砂池及び土捨場の造成においては、現地の土質材料に応じて安定勾配を確保した工事計画を実施いたします。また、許認可手続きを通して技術要件・技術基準を満足する事業計画を検討し、関係機関との十分な協議を実施いたします。
2-6	32 33	図2.2-4(13)(14) 改変区域図	1次	土捨場3及び土捨場4には沈砂池①②があり、水は①→②へ流れていく設計となっていますが、沈砂池②の先に排水方向を示す矢印がありません。これは地下浸透させるということでしょうか。ご教示ください。	記載が漏れておりましたので、別添資料2-6の通り、評価書にて修正させていただきます。
2-7	36	図2.2-5風車ヤードの断面図(例) 図2.2-6管理道路の断面図(例)	1次	風車ヤード及び管理道路の工事箇所の土質及び、切土・盛土法面の勾配決定の根拠とされた資料があればご教示ください。	現在地質調査を実施中で、詳細設計も未着手であるため、具体的な土質データおよび勾配の根拠資料はございません。現時点では、管理道路部は「北海道森林管理局標準設計」及び「林業事業設計指針」、風車ヤード部は「北海道林地開発許可制度の手引き」に基づき勾配を決定しています。今後地質調査の結果をもとに、関係各所と協議しながら、詳細設計を慎重に進めてまいります。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-8	37	②緑化	1次	<p>①緑化について、すき取り物による緑化工のほか、在来種のメヒシバ等による種子吹付工を行うとありますが、在来種の種子だとしても産地が重要であり、遺伝子汚染を防ぐ観点から、基本的に在来自生種を用いた復元緑化を行うこととし、国内他地域産の種子や外国で生産された在来種の種子は使用を控えるのが望ましいと考えます。 種子の入手が可能であれば、北海道の気候にあった植物種の種子吹付を検討することですが、そのような植物種の導入の見込みについて、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>②また、完成後の維持管理作業においても、外来種除去の取り組みや自生種緑化の推進が重要と考えますが、そのような計画となっているのか、また、実施する場合、どのような頻度で実施する計画としているのか、ご教示ください。</p> <p>参考：生物多様性に配慮した緑化植物の取り扱い方に関するガイドライン2023（日本緑化工学会） <a href="https://www.jsrt.jp/tech/Tech_Files/teigen2019/guideline2023.pdf">https://www.jsrt.jp/tech/Tech_Files/teigen2019/guideline2023.pdf</a></p> <p>③ヤード範囲の緑化について、供用後のメンテナンス用管理ヤードとしての利用を計画し、一部は砕石舗装やアスファルト舗装をすることですが、全ての風車ヤードをメンテナンス用管理ヤードとして利用するのでしょうか。管理用ヤードとして利用しない場合は緑化面積を広げることなどは想定していないのでしょうか。 また、裸地のままとなる箇所が存在するか、どの部分が砕石舗装やアスファルト舗装となるのか、具体的にご教示ください。</p> <p>④ヤードを裸地のまま放置すると特定外来生物を含めた帰化植物に占拠されるといった指摘が報告されており、砕石舗装に関しても帰化植物の侵入の可能性が考えられますが、帰化植物の定着を防止する計画となっているのか、事業者の見解を伺います。</p> <p>⑤P472に「すき取り物」に関する専門家意見が示されていますが、この意見を踏まえ、具体的にどのようなことに留意することとしているか、事業者の見解をお示しくください。</p> <p>⑥3段落目6行目に「～メヒシバ等を基本に、種子の入手が可能であれば、北海道の気候にあった植物種の種子吹付を検討」とありますが、メヒシバについては、北海道の気候への適正がどの程度あるのか、ご教示ください。</p>	<p>①遺伝子汚染を防ぐ観点から、可能な部分に関してはすき取り物による緑化工によって、在来自生種を用いた復元緑化を検討しております。一方造成後の法面崩落防止の観点から、設計上速やかな植生が必要と考えられる箇所については種子吹付工を実施いたします。このような箇所での在来自生種の吹付に関して、種子が入手可能かつ十分な法面安定化が図れる場合、可能な限り導入を検討いたします。</p> <p>②完成後においても、建設期間中と同様に、法面に応じて適正な工法を選定し、自生種緑化に配慮した工法を可能な限り導入することを検討いたします。また、定期的な見回り時に、風車ヤードに生育している植物の確認に努め、抜き取りや刈り取りを行うことを計画しているものの、具体的な外来種除去の取り組み及び実施頻度については検討中です。</p> <p>③今後詳細設計の中で、管理ヤードとして使用しない部分があれば、極力緑化することについて検討いたします。また、管理ヤードの舗装計画の詳細についても同様に、詳細設計の中で具体的な施工機械の配置、荷役方法が確定した段階で検討いたします。</p> <p>④定期的な見回り時に、風車ヤードに生育している植物の確認に努め、抜き取りや刈り取りを行うことを計画しています。</p> <p>⑤外部から土は持ち込まず、現地の表土を利用する計画です。現地の表土については、専門家の意見を踏まえ、帰化植物の存在に留意し、在来植物が優占する群落の土壌を用いる考えです。</p> <p>⑥別添資料Q2-8⑥に示すとおり、対象事業実施区域がある今金町及びせたな町は温量指数65～75の冷温帯に位置しています。また、メヒシバ類の生育可能帯（温量指数）は温量指数45～240とされており、気候は合致しているものと考えます。</p>
2-9	54	3. 工事用仮設備の概要	1次	<p>①対象事業実施区域内もしくはその周囲に仮設工事事務所を設置することですが、区域内に設置する場合、改変区域内外どちらに設置するのかご教示ください。</p> <p>②①が改変区域外の場合、植生の状況によっては工事事務所設置箇所及びその周辺に影響が及び可能性があります。伐採等を行わず、空き地などを選んで設置するものと考えてよろしかったでしょうか。</p>	<p>①地権者様との協議によりますが、改変区域内に作業員の休憩所を設置する想定です。</p> <p>②周辺環境へ影響がないように用地選定します。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-10	54	5. 工所用資材等の運搬の方法及び規模	1次	①大型部品の陸上輸送は夜間に実施するとのことですが、何時から何時の間でどの程度の時間を要するのか、また、何日間にかぶのか現在の想定で構いませんのでご教示ください。 ②工所用資材等の搬出入に掛かる車両の走行時間についてもご教示ください。 ③表2. 2-3における大型車及び小型車とはどのような車両を想定しているのか具体的にご教示ください。また、工所用資材等の搬出入車両（台/日）の設定根拠をご教示ください。	①大型部品の輸送に関しましては行政関係先との協議によりませんが、22:00～5:00を想定しております。夜間輸送期間に関しては5月～11月中に実施することを想定しております。 ②8:00～17:00を基本として、地域の制限があればそれを考慮して時間を設定します。 ③大型車がダンプトラック、コンクリートミキサー車等、小型車が作業員および管理者の通勤車両を想定しています。搬出入車両台数は風車基礎の生コン打設時を最大としており、生コン打設時は生コン車以外の搬出入はありません。したがって、日最大打設量（風車1基分）に必要なミキサー車台数と打設に必要な通勤車両台数を算出しています。
2-11	56	図2. 2-9 工事関係車両の主要な走行ルート	1次	生コンクリート工場が5箇所選定されていますが、全ての工場から一定量ずつ運搬されるのか、それともこの中から1箇所を選定して、そこから全ての生コンを運搬するのか、現段階における計画をご教示ください。	一つの工場の生産のみで必要なコンクリート全量を賅うことは困難なため、5つのうち複数の工場から輸送することを検討しております。
2-12	58	8. 工事中の排水に関する事項 (1) 工事による排水	1次	工事中における降雨時の排水処理について、風車ヤード及び土捨場には、沈砂池を設置し既設水路に排水するとありますが、工事中の排水全てを既設水路に接続する計画なのでしょうか。図2. 2-4改変区域図を見る限り、沈砂池からの排水は森林方向に放流されるものも多く、既設水路への接続状況が読み取れません。どのように排水する見込みなのか、ご教示ください。	ご指摘の通り森林方向にも排水いたしますので、評価書にて以下のとおり修正させていただきます。また、既設水路への接続に関しては、公道部の雨水側溝等を想定しており、今後関係先との協議によって詳細な計画をいたしますので、評価書時に、改変区域図において既設水路への接続状況がわかるように記載いたします。 工事中における降雨時の排水処理については、対象実施区域の風車ヤード及び土捨場に沈砂池を設置し土砂等を沈降させて既設水路及び林地に排水する。
2-13	59	表2. 2-6切土及び盛土の量	1次	原則として発生した残土は区域外への搬出は行わない計画となっていますが、施工時の現場状況により切盛土の数量が変更となり、残土が発生した場合の対応について、ご教示ください。	現場状況により残土が変動した場合の発生残土についても、風車ヤードの整地や作業道の路盤材等、可能な限り現場内で有効活用・再利用を図る方針として場内処理を検討いたします。
2-14	60	1. 発電所の主要設備の概要	1次	選定予定の機種はカットイン風速やフェザリングの調整が可能な機種でしょうか。	カットイン風速やフェザリングの調整が可能な機種を選定予定です。
2-15	63	2. 主要な建物等(1) 運転設備管理事務所	1次	確認となりますが、運転設備管理事務所は対象事業実施区域外にある既存の建物を利用し、同所に下水道を接続するという認識でよろしいでしょうか。	現時点では区域外の既存の建物を利用し、同所に下水道を接続することを検討しております。

### 3. 「第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-1	115	(3) 動物の注目すべき生息地	1次	対象事業実施区域及びその周囲には「北檜山浮島鳥獣保護区」、「今金八束鳥獣保護区」、「北檜山鳥獣保護区」が存在するとありますが、対象事業実施区域にこれらの鳥獣保護区が存在するのでしょうか。図3. 1-23との整合性も含めてご回答ください。また、存在する場合は、対象事業実施区域から除外しなかった理由についてご教示ください。	図3. 1-23のとおり、「北檜山浮島鳥獣保護区」、「今金八束鳥獣保護区」及び「北檜山鳥獣保護区」は対象事業実施区域との重複はありませんが、周囲に存在しております。ご指摘の文については下記のとおり、評価書にて修正いたします。 対象事業実施区域の周囲には「北檜山浮島鳥獣保護区」、「今金八束鳥獣保護区」、「北檜山鳥獣保護区」が存在する。
3-2	126-127 136-137	図3. 1-24 (5) (6) 文献その他の資料調査による現存植生図 図3. 1-25 (5) (6) 文献その他の資料調査による植生自然度	1次	対象事業実施区域がページの綴じ目部分に示されており、区域内の植生の状況が見えにくいので、対象事業実施区域を中心とした図をお示しください。	別添資料Q3-2に示します。なお、該当の図は評価書にて修正いたします。
3-3	165	図3. 1-30(1) 重要な自然環境のまとまりの場	1次	若松トドマツ希少個体群保護林から対象事業実施区域及び改変区域までの距離を图示してお示しください。	別添資料Q3-3に图示します。若松トドマツ希少個体群保護林と対象事業実施区域は接しており、改変区域と最も近い場所の距離は約20mとなります。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-4	167	3. 1. 6景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	1次	主要な眺望点を選定するに当たり、今金町、せたな町及び八雲町からヒアリングを実施（令和5年5月）したとしていますが、2年以上経過しており、新たな情報を得られる可能性があることから追加でヒアリングを実施する必要性はないか、事業者の見解を伺います。また、必要ないと判断している場合はその根拠をお示しください。	令和5年5月に関係自治体へ眺望点に関するヒアリングを実施し調査地点を確定した上で、令和6年3月から現地調査を開始しており、現地調査は4季節実施する必要があること、また図書の作成及び審査の期間を考慮するとヒアリング時期は適切であると考えております。なお、主要な眺望点の増減・変化については、ヒアリングに加えて継続的にHP等を通じて情報を把握しており、現時点では加除等の必要はないと考えております。また、本年度は地区長様に対して適宜ヒアリングを実施するとともに、住民説明会の場では地元住民の方々からのご懸念やご不安に対して丁寧なご説明や対応をしております。今後、準備書に対するご意見聴取を行うなかで、眺望点の状況について再度確認いただき、引き続き主要な眺望点の情報収集に努めてまいります。
3-5	191	2. 地下水の利用状況	1次	せたな町北檜山地区において個人利用の井戸があるとのことですが、何に基づき把握したのでしょうか。また位置、数及び飲用の有無について把握しているのであれば図面等を用いてお示しください。	2025年3月に実施したせたな町へのヒアリングにより把握いたしました。下記4件について個人で利用している井戸があるとのことでしたが、詳細な位置まではわかっておりません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・せたな町北檜山区若松：1件</li> <li>・せたな町北檜山区丹羽：1件</li> <li>・せたな町北檜山区北檜山：2件</li> </ul> なお、唯一対象事業実施区域と重なる若松地区では2024年11月に町内会長にヒアリングの上、地区において井戸水の利用はない、という回答をいただいております。
3-6	198-199	図3. 2-11配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅等の配置の概況	1次	道路の造成のみの範囲を含む対象事業実施区域内に住宅等が含まれているのか、ご教示ください。	道路の造成のみの範囲を含む対象事業実施区域内に住宅等は含まれておりません。
3-7	237	(3) その他の環境保全計画等	1次	①せたな町では、「せたな町再生可能エネルギーに係るゾーニング」を設定しているのですが、このことについても記載する必要はないのでしょうか。  ②①のゾーニングマップと本事業の対象事業実施区域との重複状況と、せたな町との調整状況についてご教示ください。	①「せたな町再生可能エネルギーに係るゾーニング」については、評価書時に以下のとおり本文に記載いたします。 「せたな町では、再生可能エネルギー（太陽光発電、風力発電等）の導入ポテンシャルについて、法令地の指定地、自然環境条件、社会条件、事業性の調査を踏まえ、総合的に評価し、保全エリア、調整エリア、促進エリア等を区分（＝ゾーニング）し、各エリアを明確化しすることにより、今後の無秩序な開発を抑制することを目的として、「せたな町再生可能エネルギーに係るゾーニング」を実施している。」  ②ゾーニングマップとの重ね合わせ図を別添資料3-7②にお示しいたします。準備書に示す対象事業実施区域および風車配置については、せたな町へ計画概要の説明を実施しておりますので、一定の合意形成がなされているものと理解しております。事業計画の具体化に伴う配慮事項等の確認についてはこれからとなることから、引き続き関係機関との協議を通じて丁寧な調整・説明を進めていく方針です。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-8	251	図3. 2-21保安林の指定状況	1次	<p>①土砂流出防備保安林および区域南部の防風保安林と改変区域の重複状況について、拡大した図をお示しください。</p> <p>②土砂流出防備保安林が改変される場合、その機能が失われることとなりますが、損失した機能についてどのように補完するのか、事業者の見解を伺います。</p> <p>③防風保安林により保護される対象となる施設等は把握しているのか、改変により該当施設に影響がないことは確認しているのか、併せてご教示ください。</p> <p>④保安林の指定解除に係る関係機関との協議状況についてご教示ください。</p>	<p>①土砂流出防備保安林及び防風保安林と改変区域との重ね合わせ図を、別添資料3-8①にお示しいたします。</p> <p>②土砂流出防備保安林を改変する場合は切土・盛土の範囲・発生量を極力抑えることで限りなく影響を小さくしたうえで、関係機関と十分に協議を行い、必要に応じて補強土壁、補強盛土、擁壁、土堤等を設置します。また、流末を確認した上で排水施設を設け、保安林の機能を確保します。</p> <p>③防風保安林の保護対象（受益対象）につきましては、採草地と町道であることを確認しております。今後保安林の機能を損なわないような事業計画となるよう、来年より関係各所と協議を進めてまいります。また、受益対象への影響に関しても今後の協議の中で確認いたします。</p> <p>④現在渡島森林管理署への相談を開始しており、保安林内での地質調査には許可いただいております。風車設置についての具体的な協議に関しては、本事業の詳細設計EPC（建設工事も担当）選定後開始する予定です。</p>
3-9	252	図3. 2-22砂防指定地等の状況	1次	<p>対象事業実施区域内に砂防指定地及び砂防ダム指定地がありますが、区域から除外しなかった理由についてご教示ください。また、同指定地はどの程度の改変を予定しているのか、現時点での想定で構いませんのでご教示ください。</p>	<p>2-3の回答と重複いたしますが、方法書から準備書にかけて砂防指定地及び植生自然度9の大部分を対象事業実施区域から除外したものの、今後実施する詳細設計や、周辺地域住民や関係機関との協議による土地利用の制約等で、道路の幅など、部分的な改変が生じる可能性を排除できないことから、対象事業実施区域に含めている部分があります。砂防ダムについては、図の表記上区域に重なって見えますが、実際は区域と重なっていないことを現地調査、測量結果を用いて確認しております。また、同指定地に関して、現状は改変をしない計画となります。</p>
3-10	253	図3. 2-23土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況	1次	<p>①対象事業実施区域から土砂災害警戒区域を除外しなかった理由についてご教示ください。</p> <p>②土砂災害警戒区域と、道路として利用予定のある箇所が重複していますが、この地点を改変する見込みはあるのか、ご教示ください。また、改変する場合は、改変しても問題ないと判断した理由及び、どのような災害防止措置等を取られるのか、ご教示ください。</p>	<p>①2-3の回答と重複いたしますが、今後実施する詳細設計や、周辺地域住民や関係機関との協議による土地利用の制約等で、部分的な改変が生じる可能性を排除できないことから、対象事業実施区域に含めている部分があります。</p> <p>②現状は改変は行わない計画となっております。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-11	255	図3. 2-25地すべり地形の分布	1次	<p>対象事業実施区域内において、WT15、WT17やWT18及びその周辺の変更区域が地すべり地形と重複していますが、</p> <p>①WT17やWT18のように、後方に滑落崖がある地点を風車設置位置と設定しても問題ないと判断した理由をご教示ください。また、災害防止策について事業者の見解を伺います。</p> <p>②ヤードの切盛土が崩壊・流出する可能性はないのでしょうか。事業者の見解を伺います。</p> <p>③WT15周辺にある土捨場3と地すべり地形の重複状況をご教示ください。重複している場合、盛土が崩壊・流出するリスクが他の地点と比べて高いと思われそうですが、このような区域に土捨場を設定した理由をご教示ください。また、地点を再考する必要はないのか、併せてご教示ください。</p>	<p>①滑落崖の存在に関しては、地すべり地形との重複リスクを認識したうえで、崩壊リスクを回避できるよう許認可手続きを通して技術要件・技術基準を満足する事業計画を検討いたします。ただし、現地の地形・地質状況等から、斜面の崩壊・流出リスクを回避できないと判断した場合、風車配置の見直し等も検討いたします。</p> <p>②ヤードの造成においては、現地の土質材料に応じて安定勾配を確保した工事計画を実施いたします。また、許認可手続きを通して技術要件・技術基準を満足する事業計画を検討し、関係機関との十分な協議を実施いたします。</p> <p>③土捨場3と地すべり地形の重複状況を別添3-11③に示します。土捨場の造成においては、現地の土質材料に応じて安定勾配を確保した工事計画を実施いたします。また、許認可手続きを通して技術要件・技術基準を満足する事業計画を検討し、関係機関との十分な協議を実施いたします。</p>

4. 「第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
----	---	-----	----	------	-------

5. 「第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
----	---	-----	----	------	-------

6. 「第6章 方法書についての意見と事業者の見解」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-1	360	表6. 1-1(4)方法書に対する住民意見等の概要と事業者の見解	1次	<p>土砂流出防備保安林について、表6. 1-1(4)【準備書における対応】では、対象事業実施区域から一部除外し、第2章に検討経緯を記載したとありますが、第2章の検討経緯では水源涵養保安林を除外した旨の記載しかなく、土砂流出防備保安林に関する記載がありません。また、図2. 1-1(2)においても土砂流出防備保安林を図示せず、水源涵養保安林を除外していることのみ強調されています。表6. 1-1(4)【準備書における対応】で前述のような見解を示しているにも関わらず、第2章でこれらの対応を行った事業者の見解を伺います。</p>	<p>別添資料6-1の通り、方法書時からの対象事業実施区域の絞り込みにより、土砂流出防備保安林を一部除外した事実を踏まえた見解の記載としておりましたが、第2章への反映ができておりませんでした。評価書においては第2章の検討経緯及び図2. 1-1(3)において土砂流出防備保安林を一部除外した点も踏まえた記載に修正いたします。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-2	369	表6. 2-1(4)方法書に対する北海道知事意見と事業者の見解	1次	(5)植物のイで、希少個体群保護林についての見解が示されていますが、資料13に影響の程度の検討が示されているので、そのことも見解に含めてはいかがでしょうか。	ご指摘のとおり、資料13に若松トドマツ希少個体群保護林に対する影響の検討内容を記載しておりますので、その旨を示す形で、評価書においては見解を以下の内容に修正いたします。  重要な植物種や重要な植物群落については、専門家からの助言を踏まえた上で調査、予測及び評価を実施いたしました。また、環境保全措置については調査の結果を踏まえて検討いたしました。 対象事業実施区域及びその周囲における植生自然度10及び植生自然度9の群落と、トドマツ希少個体群保護林については、調査においてその分布状況や立地環境、人為的な影響の程度等の把握に努め、調査結果及び専門家からの助言を踏まえた上で予測及び評価を実施するとともに、事業計画を検討いたしました。また、植生自然度10及び植生自然度9について改変区域から除外いたしました。調査、予測及び評価の結果については「第10章 10.1.5 植物」及び「資料13 若松トドマツ希少個体群保護林の指定範囲における本事業実施による影響の程度の検討」に記載いたしました。

7. 「第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
----	---	-----	----	------	-------

8. 「第8章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
8-1	387	表8. 1-10累積的な影響に係る環境影響評価の項目として選定しない理由	1次	①動物への累積的な影響について、どのような根拠から十分な離隔があるとしたのか、具体的にお示ください。  ②景観について、既設風力発電機との累積的影響を環境影響評価項目として選定しなくて良いと判断した理由をお示ください。	①累積的影響の検討対象となる周辺他事業とは、本事業の風力発電機位置から7km以上の距離があること、また、準備書p468にありますとおり鳥類の専門家から、猛禽類及び渡りについては十分に距離が離れており、影響は大きいとは言えない旨のご意見をいただいていることから、十分な離隔があると判断しております。  ②既設風力発電事業については、既設の風力発電機を含む写真を用いて本事業の予測、評価を行っているため、累積的影響を環境影響評価項目としては選定しておりません。
8-2	392 394	表8. 2-1(3)及び(5)4. 調査地点	1次	(2)地表面の状況の現地調査地点について、(1)環境騒音の状況と同じ地点である環境1～環境6を選定した理由について、「発電所に係る環境影響評価の手引」P500やP503に記載の地表面の状況の選定手法を踏まえてご教示ください。	地表面の状況については、対象事業実施区域に近く、風力発電機から可視の範囲に存在する住宅（環境1～6）を代表地点としました。
8-3	401	図8. 2-1大気環境の調査位置	1次	環境2と沿道2は同一地点という理解でよろしいでしょうか。	環境2と沿道2につきまして、同一の住宅の敷地内で調査を行っているため、地図上では同一地点ですが、道路交通騒音及び振動については敷地内の中でも道路付近の地点に測定機材を設置し、環境騒音及び低周波音については道路からは極力離れた箇所に機材を設置し測定を行いましたので、調査地点は異なります。
8-4	403	表8. 2-1(13)調査、予測及び評価の手法（水環境）5. (1)浮遊物質量の状況	1次	①10章水環境の項目P657などで調査結果の記載がありますので、水質11については「秋季及び降雨時の調査とした。」の誤りでよいでしょうか。  ②水質11での調査時期を秋季と降雨時だけで良いとした理由をお示ください。	①ご指摘のとおり第8章の記載に誤りがありましたので、評価書におきましては水質11について「秋季及び降雨時の調査とした。」に修正いたします。  ②土捨て場排水がパンケオイチャマンペ川に流入する可能性があるため、水質11は濁水が到達した場合の水質予測のために追加いたしました。パンケオイチャマンペ川の四季の平水時の状況は上流の水質8及び下流の水質4にて把握ができることから、水質の予測に必要な降雨時については他の調査地点同様に降雨時調査を実施し、平水時調査は降雨時調査結果と比較ができる秋季のみといたしました。
8-5	408	図8. 2-3風車の影の予測範囲	1次	P401の図8. 2-1によると、P713の代表地点Aに近い位置に風況観測塔1もありますが、この観測塔でのデータを使用していない理由をお示ください。	風況観測塔1については、野生動物による断線のため、年間予測に必要な風況データが欠測しております。評価書においては、最新の年間風況データが得られ次第、そのデータを活用して予測いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
8-6	415	表8.2-1(22-1)調査の手法及び内容(動物)	1次	<p>小型哺乳類の捕獲調査について、方法書段階の記載から変更し、墜落缶の設置個数を10個に増やしています。</p> <p>方法書段階の審議では、「墜落缶トラップを実施する際はご助言も踏まえ、個数や調査の手法については有識者から意見聴取を行った上で、「河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル」(国土交通省、平成28年)等に記載されている一般的な手法も参考に、適切な方法を用いて調査を実施する方針」と回答がありました。このように回答しながら、当該マニュアルに記載されているトラップの数である30個ではなく、10個とした理由をご教示ください。</p> <p>また、10個のトラップ数でも、対象事業実施区域の小型哺乳類を十分に把握できる捕獲数となっているのであれば、その根拠をご教示ください。</p>	<p>方法書の審議以降に専門家へのヒアリングを実施し、墜落缶については方法書に記載の5個では少ないものの、地点あたり10個程度が良いとのご意見をいただいたことを踏まえ、設定しております。また、準備書時にも同様にヒアリングを実施し、調査方法や結果について問題ない旨のご意見をいただいております。</p> <p>十分な捕獲数が得られるかどうかについては、本調査の目的は、どのような種がどのような環境に生息しているかを把握することと捉えており、一定量の捕獲数が求められるものではないと認識しております。</p> <p>定量的な把握、すなわち個体数密度推定を行うための調査ではなく、一定量の捕獲数が必要とされるものではないと位置づけております。</p>
8-7	416	表8.2-1(23)哺乳類調査地点設定根拠	1次	<p>哺乳類調査地点の設定にあたり、風車WT03～WT07の周辺に地点が設けられておりませんが、その他の調査地点で調査を網羅できるとした理由について、WT03～WT07周辺の環境類型区分を踏まえてご教示ください。</p>	<p>風車WT03～WT07の周辺は、トドマツ植林(針葉樹植林)やカラマツ植林(針葉樹植林)、落葉広葉樹林(落葉広葉樹林)が広がり、部分的に牧草地(乾性草地)やススキ群団(乾性草地)が見られる環境となっております。同様の環境は、哺乳類調査地点のA1、A4、A10、A11の周辺でも見られており、環境類型区分を踏まえた調査地点として網羅できていると考えております。</p>
8-8	423	図8.2-4(2)動物の調査位置(コウモリ類)	1次	<p>P461の専門家ヒアリングにおいて、入感状況調査では風力発電機の設置予定範囲をまんべんなく踏査してほしい旨の意見がありますが、北部のWT03～WT07や中央部のWT11、WT12、WT14は踏査されていないように見えます。このような踏査ルートとなった理由をお示しください。</p>	<p>コウモリ類の入感状況調査については夜間に実施しており、ヒグマへの対策のために極力車両に乗った状態で調査しております。しかし、北部のWT03～WT07や中央部のWT11、WT12は林道の近くに位置しており、林道の道幅が細い箇所もあるため安全に配慮し、夜間の走行を控えておりました。また、WT14は牧草地の中に位置しており、牧草地内の踏査は徒歩でのみ許可いただいております。また、WT14は牧草地の中に位置しており、車両の通行は禁じられていたため、風車位置に接近できなかったことから、掲載している踏査ルートとなっております。</p>
8-9	441～442	表8.2-1(39,40)調査、予測及び評価の手法(生態系)	1次	<p>①典型性注目種を方法書段階から変更したとのことですが、方法書審査時にどのような指摘を受け、その指摘をどのように整理し、注目種を変更するに至ったのか、経緯をご教示ください。</p> <p>②現地調査の結果を踏まえ、クマタカの餌種をエゾライチョウに変更したとのことですが、どのような調査結果を踏まえ、変更する必要があると考えたのか、経緯をご教示ください。</p>	<p>①令和6年2月時の「発電所に係る環境影響評価の手引」改定に伴い、生態系の注目種については、基本的に空間利用する鳥類を選定種に含めることが望ましい旨の記述が追加されております。方法書時点では典型性注目種をタヌキとしておりましたが、審査時には、上記改訂に伴い適切であるかを確認する旨の指摘を受けておりました。風力発電事業の特性から鳥類の方が望ましいとの見解もあり、現地調査の状況も踏まえカラ類に変更しております。</p> <p>②方法書時点ではクマタカの餌種をキジ(コウライキジ)としておりましたが、現地調査における確認数は限られておりました。一方でエゾライチョウは、方法書段階での審査においても餌種としてご提案をいただいております。現地調査においても十分に確認できたことから、餌種として適切と判断し、変更いたしました。</p>
8-10	457	表8.2-1(51)調査、予測及び評価の手法(人と自然との触れ合いの活動の場)	1次	<p>現地調査の調査日の設定根拠をお示しください。</p>	<p>調査日については、各調査地点の利用可能時期や、檜山振興局より公表されている「檜山管内入込客数調査結果」を始めとした対象事業実施区域の周囲の入込状況を踏まえて、利用が多く見込まれる夏季の週末を含めた日程で調査時期を設定いたしました。なお、景観をはじめとする他項目の現地調査時にも随時利用状況や周辺道路の混雑状況を確認するとともに、関係機関に対し利用状況の傾向についてもヒアリングを行うことで、通年の利用状況を確認しております。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
8-11	460	表8.2-1 (54) 調査、 予測及び評価 の手法（廃棄 物等）	1次	発生量だけでなく、産業廃棄物については最終処分量、再生利用量、中間処理量の把握、残土については最終処分量、再使用量の把握を行っているのか、お示しください。また、実施しているのであればそのことを手法に示す必要はないでしょうか。	廃棄物数量は表10.1.9-1、残土数量は表10.1.9-2に示した通りです。なお、産業廃棄物について、最終処分量は「処分量」、再生利用量及び中間処理量は「有効利用量」に記載の通りであり、また、残土について、最終処分量及び再利用率は、「残土」に記載の通りです。また、評価書時に予測及び評価の手法について、廃棄物については発生量に加えて最終処分量、再生利用量、中間処理量、残土については発生量に加えて最終処分量、再使用量についても予測評価したことがわかるような記載といたします。
8-12	461 ～ 463	表8.2-2 専門 家等からの意 見の概要及び 事業者の対応 【方法書時】	1次	表題に【方法書時】とあります。確認ですが、本ヒアリングは方法書作成前に実施したもので、事業者の対応欄に記載されている内容は既に方法書に反映されているという理解でよろしかったでしょうか。もし方法書手続き終了後に反映したものがあれば、その内容をご教示ください。	該当頁に掲載しておりますヒアリングの内容は、方法書作成前に実施し、事業者対応欄に記載している内容も方法書時点で反映しております。
8-13	461	表8.2-2(1) 専門家等から の意見の概要 及び事業者の 対応【方法書 時】（コウモ リ類）	1次	①意見の2点目に「メインの調査は、4～11月にかけて連続実施する音声モニタリング調査」とあるように、方法書時点では4月からモニタリングを開始する予定だったところ、実際には5月からの調査となります。開始時期を遅らせた理由をご教示ください。  ②コウモリの音声モニタリングの調査地点を調整したとのことですが、方法書段階からどの地点を調整・追加したのかをご教示ください。  ③意見の3点目に、調査地点が3km間隔か、2km間隔になるよう、あと2地点は増やしてほしいとの意見がありますが、方法書から準備書では地点数では1地点のみの追加となっています。事業者の対応としては、「調査地点を調整した」とありますが、どのように調整し、1地点の追加で足りると判断されたのかをご教示ください。	①方法書時点では4月から調査開始を予定しておりましたが、残雪の影響により機器の設置が困難であったことから、5月からの調査開始となっております。実施期間については専門家等からも問題ない旨、確認しております。  ②方法書時点では、対象事業実施区域の中央部分からやや北側の位置にある風況観測塔に機器を設置し、その位置を基準に調査地点を設置し、7地点としておりました。しかし、対象の風況観測塔は一度撤去・立て直しをする予定となっていたため、他に2箇所ある風況観測塔に機器を設置することとし、それらの位置を基準に3km間隔か、可能な場合は2km間隔で調査地点を設定し、8地点といたしました。  ③方法書時のヒアリング実施の際は、音声モニタリングの調査地点は5地点としておりました。ヒアリングでのご意見を踏まえて修正し、方法書では最終的に7地点としております。その後、調査開始時には②で回答いたしましたとおり8地点に変更しております。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
8-14	462	表8. 2-2(2) 専門家等からの意見の概要及び事業者の対応【方法書時】（鳥類）	1次	<p>①「対象種の移動飛行やとまり、採餌などの行動を連続的に追跡可能になる定点、移動定点の設定に努め、カバーできていない範囲が生じた場合は、そのことによる影響を評価に加えてほしい。」とありますが、そのような対応をした種があればご教示ください。</p> <p>②意見の3点目に調査時期への意見について、春季に関しては、渡りの開始時期を含めるようにという意見を踏まえ、渡り鳥調査で3月を含めているものと思いますが、夏季調査に関する「6月は繁殖期に含める必要がある」という意見及び、秋季調査に関する「8月も含めるのが良い」についてはどのように対応されたのでしょうか。一般鳥類については6月及び8月に調査は行われていないと見受けられますが、この点についてご教示ください。</p> <p>③林内を通る舗装路で拡幅する可能性のある箇所はポイントセンサス法による調査地点を設定してほしい旨の意見がありますが、本意見を踏まえ、調査地点を設定した箇所があればご教示ください。</p> <p>④対象事業実施区域の南側に分布するチシマザサ-ブナ群集にも調査地点の設定を検討してほしい旨の意見がありますが、P424ページの調査地点を見ると、南部の当該群集がポイントセンサス地点に選定されていません。事業者の対応として「左記を参考に、ポイントセンサス法による調査地点を調整した」とありますが、どの部分を調整したのか、また、なぜチシマザサ-ブナ群集に調査地点を設定しなかったのか、理由をご教示ください。</p>	<p>①特定の種に限らず、猛禽類調査においては移動飛翔やとまり、採餌などの行動を連続的に確認できるよう、随時定点の追加や移動定点の設定をいたしました。</p> <p>②猛禽類調査を毎月実施しており、その際に確認された一般鳥類も記録しており、ご指摘の時期の状況についても把握できております。</p> <p>③ご意見を踏まえ、p424の地点P19及び地点P20を追加いたしました。</p> <p>④方法書における調査地点は、環境省植生図を基に設定しております。環境省植生図では、方法書段階の対象事業実施区域南部にチシマザサ-ブナ群集が広がっており、p424の地点P18を当該群落の調査地点として設定しておりました。しかし、現地植生調査の結果、当該群落はほとんどがブナ-ミズナラ群落であると判断され、チシマザサ-ブナ群集はほとんどが対象事業実施区域外の分布となっております。P18の調査位置としては、対象事業実施区域内により広く分布しているブナ-ミズナラ群落を優先したため、チシマザサ-ブナ群集が調査地点から外れております。</p>
8-15	464 ～ 472	表8. 2-2 専門家等からの意見の概要及び事業者の対応【準備書時】	1次	<p>ヒアリングを行った全ての専門家に関し、意見聴取日以降のやり取りについて、専門家自身の掲載書類の修正の有無、専門家による事業者の対応の確認の有無、準備書への掲載の承諾を得た日を具体的に挙げてください。なお、上記について確認していない場合は、確認し、承諾を得たものをお示しください。</p>	<p>別添資料8-15にてお示いたします。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
8-16	464	表8.2-2(4) 専門家等からの意見の概要及び事業者の対応【準備書時】(動物)	1次	バットストライク調査について、事業者の対応として、1年間の調査後に専門家等へのヒアリングを実施し、継続の要否を検討するとしていますが、このヒアリングの結果とそれを踏まえた事業者の対応について、具体的にお示しください。	事後調査としてバットストライク調査を1年間実施した後、専門家等へのヒアリングを実施した上で、継続の要否を含めた対応を検討いたします。事業者の対応は調査後の専門家等へのヒアリング内容を踏まえて検討するため、現時点では具体的な対応を提示することは難しいと考えております。
8-17	465	表8.2-2(5) 専門家等からの意見の概要及び事業者の対応【準備書時】(動物)	1次	コウモリが「ねぐらとしている樹洞等がないかどうか、特に6～7月頃は注意いたします」とのことですが、ねぐらとして利用される可能性のある樹木の伐採を回避するといった対応は検討しているのでしょうか。どのような対応となるのか、「注意いたします」の具体的な対応方針を説明してください。	工事の際は、ねぐらとしている樹洞等がないかを確認し、特に幼獣がいる可能性がある6～7月頃は、ねぐらとしている樹木を伐採しないよう注意いたします。
8-18	467	表8.2-2(7-1) 専門家等からの意見の概要及び事業者の対応【準備書時】(鳥類)	1次	①オジロワシについて、「今後繁殖する可能性がありそうな個体が確認された場合で、かつ、これら個体の行動圏が風車設置予定位置と重なる場合には風車配置の検討等を図ってほしい旨の意見がありますが、そのような個体は確認されているのでしょうか。確認されている場合は、該当する個体の行動圏をご教示ください。 ②専門家からオオジシギに対する代償措置としての草刈りの効果が実証されていないことが示されていますが、風車ヤードをオオジシギの生息適地としないための方法としてどのようなことを想定しているか、事業者の見解を伺います。	①後志利別川の河口付近では、オジロワシ2個体が一緒に飛翔する様子などは確認されましたが、繁殖を示唆する行動や、今後繁殖する可能性がありそうな個体などは確認されませんでした。 ②専門家のご意見にありますとおり、オオジシギは草丈が高すぎない膝下くらいまでの高さの草を好み、ヤード周辺において草刈りを行うことで雄のオオジシギが好む環境となる可能性があることから、不用意に草刈りは実施せず、オオジシギが好む環境を創出しないよう留意いたします。
8-19	469	表8.2-2(8) 専門家等からの意見の概要及び事業者の対応【準備書時】(昆虫類)	1次	重要種ではないが、オオセンチコガネが確認されており、道南でも確認される場所は限られるのではないかとといった意見がありますが、本種に対し、何か配慮等は検討されているのか、事業者の見解をご教示ください。	オオセンチコガネは道南でも確認される場所が限られる可能性があるとのことではありますが、生息する地域が飛び飛びではあるものの、限られた環境にのみ生息するものではないと認識しております。本調査においても複数回確認されており、対象事業実施区域周辺においては広く生息しているものと考えられ、重要種ではないことから、特段の配慮等は検討しておりません。
8-20	470	表8.2-2(9) 専門家等からの意見の概要及び事業者の対応【準備書時】(魚類、底生動物)	1次	専門家ヒアリングを踏まえ、排水に関して配慮した点があればお示しください。していなければそのように判断した理由をお示しください。	ご意見を踏まえ、二ホンザリガニの生息が確認された谷部への排水について再度確認いたしました。現状の排水計画及び沈砂池等の設置により濁水の到達等の影響は小さいものと考えられたため、追加で配慮した点はございません。
8-21	471	表8.2-2(11-1) 専門家等からの意見の概要及び事業者の対応【準備書時】(植物)	1次	「改変区域から概ね5m範囲を近傍として整理されている～(中略)～近傍には含まれないが、改変区域の近くに生育している種も工事の際には留意しておく必要があるだろう。」と意見がありますが、こちらの意見を踏まえ、近傍には含まれない種で留意しているものがあればご教示ください。	カキランについては、改変区域内で確認されている以外に、改変区域から15m程度の距離で確認されている株もあり、生育範囲を明示するなどし、工事実施の際に留意いたします。

#### 9. 「第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
----	---	-----	----	------	-------

#### 10. 「第10章 環境影響評価の結果」

##### 「10.1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果」

##### 「10.1.1 騒音」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
10-1	474	1. 騒音(1) 調査結果の概要①道路交通騒音の状況b. 現地調査(c) 調査機関等	1次	調査期間は平日及び土曜日に各1回行われており、方法書審議の際に「日曜・祝日については原則休工とする予定です。」と回答されていましたが、日曜日及び祝日には工事用車両が出入りするような工事を実施しない予定であるとの理解でよろしいでしょうか。また、日曜日及び祝日に何らかの工事が行われる可能性がある場合は、その作業内容及び道路交通騒音や道路交通振動が生じる可能性の有無についてご教示ください。	原則として日曜・祝日の工事関係車両の出入りはございません。
10-2	475	表10.1.1.1-1 道路交通騒音の調査結果	1次	環境基準として、A地域及びB・C地域の基準を参考として示すことを妥当と判断された根拠をお示しください。	調査地点は地域の類型の指定がされておりませんが、調査地点周辺では、主に住居が存在し、環境保全について配慮が特に必要な施設(福祉施設)は約6.7kmの位置にあることからA及びB、C地域の環境基準を参考にお示しいたしました。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
10-3	486	表10.1.1.1-7 残留騒音の調査結果詳細 (春季)	1次	<p>①3日目の各地点における有効データ数が得られなかった要因についてご教示ください。</p> <p>②環境1の夜間について、1日目以外の調査結果が取れていませんが、別日に調査を行う必要がないと判断した理由をお示しください。</p> <p>③「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」では、「有効風速範囲における残留騒音又は風車騒音の測定として有効な日数（注記参照）が昼夜間ともに3日間以上確保できる期間とすることが適当である。」としていることから、春季の環境1のデータは適当ではないと考えられますが、事業者の見解を伺います。</p>	<p>①春季3日目の昼間は、定格風速を超える強風が要因となり、有効データが取得できませんでした。</p> <p>②有効日数は3日間以上確保できる期間とすることが適当とされておりますが、環境1の3～4日目の夜間は、分析の結果、蛙の鳴き声による騒音レベルの上昇が確認されたため、測定値から除外した結果、有効日数を確保できませんでした。ただし、春季調査期間（4日間）の風況観測塔2における1日毎の夜間のハブ高さ風速は6～10m/sであり、図10.1.1.1-4に示した春季、環境1における夜間の騒音レベルは、ハブ高さ風速との依存性がない傾向であることから、ハブ高さ風速が6～10m/s時における騒音レベルは39～40デシベルと推計され、有効日数が不足したことによる風車騒音の評価への影響は極めて小さいものと判断いたしました。</p> <p>③②での回答のとおり、春季の環境1の有効日数が不足したことによる風車騒音の評価への影響は極めて小さいものと判断しているため、残留騒音の調査結果は適当であると考えております。</p>
10-4	490 495	表10.1.1.1-8、11 残留騒音の調査結果まとめ (夏季) (秋季)	1次	<p>①夏季では環境6を除く各調査地点において、秋季では各調査地点において、昼間より夜間のほうが残留騒音が高い値となっておりますが、その要因について、事業者の見解を伺います。</p> <p>②春季及び冬季は風況観測塔1のデータが欠測であったことから、風況観測塔2のデータを使用したとのことですが、このことと①の事象に因果関係はないのか、事業者の見解を伺います。</p>	<p>①夏季の4日目の夜間は有効風速範囲に納まりましたが、風が強くなり騒音レベルが上昇したこと、また、秋季は3日目の夜間の風が強くなり騒音レベルが上昇したことが要因と考えます。</p> <p>②夏季夜間におけるハブ高さ平均風速は風況観測塔1が7.0m/sで風況観測塔2が6.9m/sでした。また、秋季夜間におけるハブ高さ平均風速は風況観測塔1が7.3m/sで風況観測塔2が6.6m/sであり、風況観測塔1及び風況観測塔2の観測値に大きな差異は確認されておりません。従って、春季及び冬季において風況観測塔1のデータが欠測したことによる影響は小さく、因果関係はないものと考えます。</p>
10-5	491	表10.1.1.1-10 残留騒音の調査結果詳細 (夏季)	1次	3日目の夜間及び4日目の昼間における有効データが得られなかった要因についてご教示ください。	3日目の夜間から4日目の昼間の時間帯は風が強くなり、定格風速以上となり有効風速範囲外となりました。
10-6	496	表10.1.1.1-13 残留騒音の調査結果詳細 (秋季)	1次	4日目の昼間及び夜間の有効データが得られなかった要因についてご教示ください。	4日目の夕刻から風がカットイン風速未満となり有効風速範囲外となりました。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
10-7	514	表10.1.1.1-19	1次	<p>①沿道1は現況より交通量が2倍以上となり、騒音の工事関係車両による増分は他の地点より高い値となっていることから、影響が大きいと考えられますが、工事関係車両が使用するルート分散することは検討されないのでしょうか。事業者の見解をご教示ください。</p> <p>②「全ての予測地点で環境基準を満足していた。」とのことですが、当該地域は環境基準値が設定されていないことから、貴社が自主的に設定した参考値です。現況の値は、沿道3の土曜日では、A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する基準値である60dB以下であるのに対し、予測値はこの基準値を超えており、沿道2及び沿道3の平日においても地域の区分が変わるほど騒音環境が変わることが予測される状況で、さらなる低減措置を検討せずに、「実行可能な範囲内で回避、又は低減が図られている」と評価することの妥当性について、事業者の見解をお示しください。</p> <p>③②を踏まえて、実行可能な範囲内での低減措置として更なる措置を検討する必要はないのでしょうか。事業者の見解を伺います。</p>	<p>①沿道1は、他の地点と比べて特に現況値からの騒音の増分が大きいことから、工事関係車両の他のルートへの分散や工事工程の調整等による月別の工事関係車両台数の平準化を行い、騒音影響の低減に努めます。</p> <p>②評価書においては、「調査地点は地域の種類の指定はないが、参考として「A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域」の環境基準と比較すると、沿道2の平日と土曜日及び沿道3の平日で環境基準を超過しており、「B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域」の環境基準と比較すると、すべての予測地点で環境基準を満足していた。」と修正いたします。</p> <p>「A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域」の環境基準と比較すると、沿道2及び沿道3の平日と沿道2の土曜日の現況値はすでに環境基準を超過しており、また沿道3の土曜日の現況値は環境基準値の上限に達しておりました。そのため、予測結果について「B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域」の環境基準とも比較を行いました。沿道2及び沿道3の予測結果について、A地域の環境基準以上であるものの、現況値からの増加分は1~3デシベルに留まっており、B及びC地域の環境基準を満足する結果であることから、評価結果については妥当と判断しております。</p> <p>③現時点において可能な限り影響の低減に努めておりますが、引き続き、更なる環境保全措置について検討いたします。</p>
10-8	515	(c)評価の結果A環境影響の回避、低減に係る評価	1次	夜間における大型部品（風力発電機等）の輸送時の騒音については、評価の対象とはされていませんが、一般的に静寂であると考えられる夜間における輸送に関し、車両の走行以外の原因も含めた騒音の発生も懸念されますので、ルート沿いの住宅等への影響を低減するため、どのような配慮を想定されているか、参考までにご教示ください。	大型部材の輸送は1台/晩であり、低速走行にて周辺影響を配慮して輸送します。また、誘導・交通整理員の移動小型車両が5~10台程度帯同移動しますが、こちらも周辺負荷を低減する車輛車種、台数、速度に配慮して実施します。
10-9	516	(d)累積的影響について	1次	他事業と本事業の工事関係車両の主要な走行ルートの重複状況について、図を用いてお示しください。	他事業と本事業の工事関係車両の主要な走行ルートの重複状況について、別添資料10-9にお示しいたします。
10-10	517	b.建設機械の稼働(b)予測ウ予測対象時期等	1次	建設機械の稼働による騒音に係る環境影響が最大となる時期について、具体的にお示しください。	建設機械の稼働による騒音影響が最大となる時期は、表10.1.1.1-24に示すとおり、2030年の7~9月となり、予測値は各予測地点において寄与値の最大値を用いて算出しました。

11. 「10.1.1 超低周波音（低周波音（周波数20~200Hzの音波）を含む）」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
11-1	580~	夏季調査結果 秋季調査結果 冬季調査結果	1次	春季以外の環境2における夜間調査日で有効データが得られなかった日があったことの原因についてご教示ください。	<p>低周波音に関して「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（環境庁、平成12年）に定められた方法によりG特性音圧レベル及び1/3オクターブバンド音圧レベル（中心周波数1~200Hz）を測定しておりますが、残留騒音と異なり有効データに関する指針についてはマニュアル等により整備されていないものと認識しております。</p> <p>そのため、低周波音の調査は騒音の調査と同時に進めていることから、調査結果の整理及び解析については、騒音の場合と同様に風力発電機が稼働する風況下における現況値を把握することを目的として、ハブ高さ風速が有効風速範囲内（カットイン風速3m/s、定格風速11m/s）のすべての10分間データから昼間（6~22時）、夜間（22~6時）及び全日のエネルギー平均値を算出し、基準時間帯平均値が有効でない場合（時間帯における有効データが半数以下）は、調査期間平均値の算出に用いないこととしております。</p> <p>夏季の3日目の夜間から4日目の昼間の時間帯は風が強く、定格風速以上の有効風速範囲外となったため、また、秋季及び冬季は4日目の夕刻から風がカットイン風速未満の有効風速範囲外となったため、調査期間平均値の算出に用いないこととしました。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
11-2	605	(2)予測及び評価の結果ウ.予測対象時期等	1次	発電所の運転が定常状態となり、環境影響が最大となる時期とはどのような時期を指すのか具体的にお示しください。	環境影響が最大となる条件は、定格風速～カットアウト風速の風況下となります。予測は音響パワーレベルが最大となる条件で計算し評価を行いました。
11-3	610	ホ.予測結果	1次	①春季の環境6で「建具のがたつきが始まるレベル」を超過しているとのことですが、考えられる要因としてはどのようなものがあるか、事業者の見解を伺います。 ②現在の音圧レベルにおいて既に閾値を超過している場所に風力発電機を設置することに対する事業者の見解をお示しください。	①春季の環境6における31.5Hz以下の現在の音圧レベルは、「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」と比較した場合、「わからない」を下回っており、現地調査時においても超低周波音を感じる事が出来ませんでした。従いまして、「建具のがたつきが始まるレベル」を超過している要因につきましては、考えられる音源や現象について回答が出来ない状況です。 ②G特性音圧レベルは、風力発電機稼働後の将来の予測結果においても、すべての予測地点でISO-7196:1995に示される「超低周波音を感じる最小音圧レベル」である100デシベルを大きく下回り、また、①の回答のとおり、春季の環境6では周波数5Hzにおいて、現況の音圧レベルが既に建具のがたつきが始まるレベルを超過した測定結果であり、風力発電機の音圧レベルの寄与によって閾値を超過していないため、影響は小さいと考えております。
11-4	639	◎評価の結果イ.国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討	1次	低周波音域において「気にならない」レベルを超過する予測地点が複数ありますが、今後（施設稼働後を含む）、低周波音による影響に対する地域住民等の不安や懸念、苦情を確認された場合、どのような対応を想定されているかをご教示ください。	懸念、苦情があった地点で低周波音の調査を実施し、本事業による影響が認められる場合には、当該住民と話し合い、個別に対応を実施いたします。具体的には住居への2重サッシ窓の設置などが想定されます。

## 12. 「10.1.1 振動」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
12-1	646	表10.1.1.3-2 交通量の調査結果	1次	確認ですが、注釈の「夜間の結果」について、6～7時及び19～22時の値であると記載がありますが、夜間の結果は6時～8時まで及び19時～22時までではないでしょうか。昼間の結果は8時から19時までの11時間、夜間は6時から8時まで及び19時から22時までの計5時間という認識でよろしいでしょうか。この認識に伴い、表に記載の交通量に変化があれば修正値をお示しください。	ご認識の通り、時間区分につきましては、北海道における時間区分（昼間8～19時、夜間19～8時）といたしました。工事関係車両の大型車は8～12時及び13～17時、小型車は7～8時及び17～18時に走行する工事計画になっているため、夜間の結果については、小型車が7～8時の1時間のみ走行する想定で予測を行っております。そのため、表に記載の交通量に変更はございません。評価書においては、夜間の結果について「6～8時と19～22時」で記載をいたします。
12-2	651	表10.1.1.3-4 予測に用いた車種別交通量及び走行速度	1次	質問12-1と同様ですが、注釈に記載の「夜間の結果」について上記と同様の認識でよろしいでしょうか。また、表中の夜間における工事関係車両（大型車）の交通量が全ての予測地点及び曜日で0台となっています。注釈で「工事関係車両は7～18時に走行する。」とあることから、夜間である7時台に大型車は走行しないという認識でよろしいでしょうか。	夜間の結果については、工事関係車両の小型車が7～8時の1時間のみ走行する想定で予測を行っております。また、大型車は8～12時及び13～17時に走行予定のため、ご認識の通り夜間の走行はございません。

## 13. 「10.1.2 水質（水の濁り）」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
13-1	657	(c) 調査期間	1次	水質11について、春季及び夏季で調査を実施しなかった理由についてご教示ください。また、追加調査を実施するか事業者の見解を伺います。追加調査を実施しない場合はその理由についてご教示ください。	土捨て場排水がパンケオイチャヌンペ川に流入する可能性があるため、水質11は濁水が到達した場合の水質予測のために追加いたしました。パンケオイチャヌンペ川の四季の平水時の状況は、上流の水質8及び下流の水質4にて把握ができることから、平水時調査は秋季のみとし、水質の予測に必要な降雨時については、他の調査地点同様に降雨時調査を実施いたしました。パンケオイチャヌンペ川の四季の平水時の状況が把握できていること、水質11の降雨時の調査結果が得られていることから、追加調査は不要と考えております。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
13-2	679	表10.1.2-6沈降試験結果	1次	土質2及び土質3にて採水に失敗したことによる調査結果がありませんが、再度試験を行う必要はないでしょうか。行わない場合は理由をお示しください。	当該結果を欠測として扱ってもデータは8回分とれていること、また、30分後までのデータが全て取れていることから、沈降特性係数を求めることに支障はないため、追加実施は必要ないと考えております。
13-3	681	(a)環境保全措置	1次	現時点における土砂流出防止柵の設置想定位置をお示しください。 なお、位置を具体的に示すことができない場合は、今後、どのような検討を行い、設置位置を決定するのをご教示ください。	改変範囲の境界内側に土砂流出防止柵の設置を計画します。詳細には造成計画とともに検討を行い、行政関係先との協議をもとに決定いたします。
13-4	687	(i)濁水発生部分の面積	1次	(i)濁水発生部分の面積3行目の説明に誤りがあると思われるので正しい説明に修正してください。	ご指摘ありがとうございます。評価書にて以下のとおり修正させていただきます。 なお、沈砂池等の設置場所は、「第2章 2.2.7 2. 主要な工事の方法及び規模 図2.2-4」に記載している。
13-5	688	表10.1.2-8道路面積	1次	表中の区間や面積はどこを区間を示しているのでしょうか。図書内に示されていればご教示ください。示されていない場合は図を用いるなどしてお示しください。	別添資料13-5に示します。
13-6	689	(i)濁水中の初期浮遊物質量	1次	初期浮遊物質量について、1,000~3,000mg/Lの範囲から2,000mg/Lに設定した理由をご教示ください。	初期濃度の設定は、土粒子粒径が比較的大きい砂質土の場合は3,000mg/Lとしますが、今回、測定を行った土質1、2、3の沈降試験結果からは、2.5分間で全ての粒子が沈降してしまう結果とはなっていないことから判断して、平均的な2000mg/Lが適切であると判断しました。
13-7	692	表10.1.2-11濁水到達距離の推定結果	1次	WT19の沈砂地排水放流流域名又は障害物をパンケオイチャヌンベ川とされていますが、正しいのでしょうか。P699やP705で予測している図との整合性についてご教示ください。	ご指摘ありがとうございます。障害物は太櫓川の誤りです。評価書にて修正させていただきます。
13-8	708	(ウ)排水が到達する河川の浮遊物質量予測	1次	①土捨て場1②の排水が常時水流に到達した後、パンケオイチャヌンベ川へ流入するとの予測ですが、流入地点はP193の図に記載の頭首工より下流であり、農業用水への影響はないという認識でよろしいでしょうか。P658の図にP192の水道用水取水地点及びP193の頭首工の位置を落とし込んだ図を用いてお示しください。  ②予測地点(水質5)について、P194を見ると、調査地点より上流側まで内水面漁業権が設定されています。濁水の一部が常時水流に到達するのであれば、漁業への影響はないか、より上流側での予測が必要ではないでしょうか。 濁川の上流付近での漁業の状況を踏まえ、事業者の見解をご教示ください。	①土捨て場1②の排水は地理院地図に記載のない常時水流に到達後、パンケオイチャヌンベ川へ流入する予測ですが、別添資料13-8①に示すとおり、パンケオイチャヌンベ川本流に流入するのは頭首工の下流です。農業用水への影響はないと判断しております。  ②濁川の調査地点については、水質5よりも上流で安全に降雨時調査が実施できる地点がないため追加調査は困難と判断しています。濁水の到達が一部ありますが、該当する排水口では土壌浸透対策を強化して濁川への濁水到達を抑制するとともに、工事期間中にまとまった降雨があった後には排水口付近を点検し、洗堀跡が常時水流まで到達している場合には、追加の浸透対策を講じることで事業による濁川への影響を抑制し、漁業への影響が回避または低減できるよう努力いたします。

#### 14. 「10.1.3 風車の影」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
14-1	711	表10.1.3-1各調査地点における対象事業実施区域方向の視認性及び遮蔽物等の状況	1次	各調査地点について、いずれも植生等の影響により風力発電機が視認しにくい状況であったとのことですが、高茎草本や落葉樹では季節により状況が変わることを踏まえ、このような調査結果となった根拠を具体的に説明願います。	調査日当日は、高茎草本も背丈が低下し始めている時期であり、落葉樹は落葉前の状態でありました。しかしながら、季節変動を踏まえても、風力発電機方向は植生等により視認しにくい状況であり、調査結果は妥当であると考えております。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
14-2	718	カ. 予測結果	1次	実際の気象条件を考慮しない場合の参照値を超える住宅の予測結果をお示しください。また、遮蔽物の調査結果については現地写真を用いて具体的にお示しください。	別添資料14-2【非公開】に、風車の影のかかる可能性がある全住宅27戸の実際の気象条件を考慮しない場合及び実際の気象条件を考慮した場合の予測結果をお示します。 また、実際の気象条件を考慮しない場合の参照値を超過する可能性がある2戸の住宅については、フォトモンタージュの作成により、風力発電機方向の遮蔽状況の確認の上、住民に調査結果の説明を実施し、調査結果及び事後調査についてご理解いただいております。個人宅特定の恐れがあることから、審査限りの非公開資料として、併せてお示しします。

15. 「10. 1. 4 動物」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
15-1	749	図10. 1. 4-6(1) 風速別の出現頻度 (BM5)	1次	調査地点BM5においては、風速5m/sでの出現頻度が最も高くなっていますが、設置予定の風力発電機のカットイン風速が3m/sであることを踏まえ、カットイン風速を調整するなど、環境保全措置として実施を検討している対応があればご教示ください。	p. 464に記載の専門家からのご意見を踏まえ、現状予定しておりますとおりカットイン風速は3m/sとして稼働開始し、事後調査としてバットストライク調査を適切に実施した上で、専門家等の意見も踏まえながら必要に応じて、ご指摘にあるようなカットイン風速を調整する等の追加的な措置を検討することで考えております。
15-2	788 ～ 789	表10. 1. 4-16 調査地点の配置状況	1次	St. 11やSt. 32～37において、調査地点が配置されていませんが、これらの地点で調査を実施しなかった理由をご教示ください。	St. 11は方法書の時点で、見通しが効く地点として設定していましたが、実際に調査を開始した際に、他の地点の方が猛禽類の飛翔状況を把握でき視野も確保できると判断したため、使用いたしませんでした。St. 32～37は、猛禽類の飛翔状況を把握できる地点として調査時に追加した地点であり、実際に配置をしていましたが、表10. 1. 4-16への記載が漏れておりました。別添資料15-2にて、正しい配置状況を示すとともに、評価書において表を修正いたします。
15-3	1098	(2)①a. (a) 環境保全措置	1次	2点目について、「改変区域には必要に応じて土堤や素掘側溝等を設置～」とありますが、改変区域等には「土堤」の箇所が確認できません。どついった場合にどのような箇所に設置することが見込まれるのか、ご教示ください。 (図書内に示している箇所がありましたらご教示ください)	改変区域図等では土堤や土砂流出防止柵を示していませんが、土砂流出防止を目的として設置する予定です。設置箇所に関しては、改変区域ごとの地形、勾配等を考慮して設置することを見込んでおり、詳細な位置については今後の詳細設計の中で決定いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
15-4	1103 ～ 1110	表10.1.4-80(1) 重要な哺乳類への影響予測 (コウモリ)	1次	<p>①「改変による生息環境の減少・消失」の項目において、P1101で算出された改変率を判断基準の一つとして「生息環境への影響は小さい」としていますが、改変率がどのような値であれば「影響が大きい/小さい」と判断されるのか、その基準と根拠についてご教示ください。</p> <p>②影響の大小の判断基準として改変率を用いる方法は、定量的に影響を示すという点で有効性がある一方で、改変区域の面積が一定であっても、事業面積が大きい方が影響が小さくなるという結果が得られることから、算出された数値の受け取り方については注意が必要と考えられますが、このことについて、事業者として留意されたことがあればご教示ください。</p> <p>③「改変は、風車ヤード及び管理道路の連続した長い形状であり、面的な広がりのある形状ではないことから、生息環境への影響は小さい」とあることから、改変する面積よりも、その形状がどうであるかが、生息環境に影響を与えると読めますが、「形状」に着目して影響評価をされた理由をご教示ください。</p> <p>④「ブレード等への接近・接触」について、高度50m (BM5, BM7) における30～60kHz帯のコウモリ類の確認事例数が6回であることから「ブレード等への接近・接触による影響は小さい」としていますが、ブレードの下端は地面から36mの高さであり、高さ50mでの確認事例が少ないことをもって、ブレード等への接近・接触が少ないと言えるのか疑問です。このことについて、高さ50mでの確認事例の回数、「ブレード等への接近・接触も少ない」ことの判断材料となり得るのかどうか、事業者の見解を伺います。</p>	<p>①「影響が大きい/小さい」について明確な基準は設けておりませんが、改変割合と重要な種の生態特性を踏まえ、影響の程度について判断しております。例えば質問③における回答とも重複いたしますが、樹林内で生息及び移動するコウモリ類に対して、改変率に加えて改変の形状も一つの影響要因になると考えられます。それらを踏まえた上で、影響の程度について判断しております。</p> <p>②植生の改変率については、分母の値に応じて値の重みも変わりますが、例えば分母を調査範囲とした場合には、準備書において対象事業実施区域外とした範囲も含まれているため、過小評価になり得ると考えます。しかしながら、極力過小評価とならないよう、調査範囲のうち、方法書手続き以降更に絞り込みを行った対象事業実施区域を分母とすることにより、定量的に算出した値を定量的な目安のひとつとしております。</p> <p>③左記文言の前段にて改変率について言及しており、生息環境である樹林環境の改変率が1.1%にとどまること、それに加えて影響が小さくなると思われる要因の一つとして、形状を挙げております。形状の説明のために記述文が長くなり、改変に関する記述量よりも多くなってはいますが、改変する面積よりも形状がどうであるかが重要であると示しているものではありません。あくまで形状は一つの要因ではありますが、面的な広がりを持つ改変の場合、生息環境である樹林の連続性が分断され、コウモリ類の生息に影響を与える可能性があると考えられますが、細く線上に開弁するのであれば、分断にかかる影響は小さくなると考えております。</p> <p>④周波数が30～60kHz帯のコウモリ類は、当該地においては主に樹林内及び林縁部を飛翔する種であり、飛翔高度も樹冠程度です。群落組成表に示しております高木層の高さは、最大で24m程度であり、その樹冠を越えて36mの高さまで飛翔する個体は少なく、飛翔数としては50mの高度での確認事例を用いることは問題ないと考えております。しかし、ご指摘の高度に伴う違いも含め、接近・接触に係る予測には不確実性が伴うことから、事後調査を行うこととしております。</p>
15-5	1108	表10.1.4-80(5-2) 重要な哺乳類への影響予測 (コウモリ目A(10～30kHz))	1次	<p>ブレード等への接近・接触に関する影響予測について、出現頻度がカットイン風速以下で全体の51%程度であることから、全体の4～5割程度に対する影響は低減できるものと予測していますが、</p> <p>①PT49の調査結果をみると、BM5においてカットイン風速以上の風速で出現頻度が最大となっています。こちらを踏まえ、カットイン風速以上(4～5m/s等)に関してはどのように予測しているのか、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>②カットイン風速以上で出現する個体が5～6割程度いることから、これらに対する影響は小さくないものと考えられます。P1284では、動物全般への環境保全措置は示されているものの、コウモリに対する具体的な措置は示されていませんが、①を踏まえ、衝突リスクのあるコウモリに対する措置としてどのような検討をされるのか、事業者の見解を伺います。</p>	<p>①BM5においてはカットイン風速以上で出現頻度が最大となっておりますが、BMTにおける結果を合わせた場合、風速1～2mで最も多く確認されております。一方で、カットイン風速以上(4～5m/s等)でもコウモリ類の通過が確認されており、その風速では風車のブレードも回転していることから、飛翔しているコウモリ類がブレードに接近・接触する可能性が考えられます。しかし、コウモリ類の衝突に係る既存知見は十分でないことから、ブレード等への接近・接触に係る予測には不確実性が伴うものと考えております。</p> <p>②p464に記載の専門家からのご意見を踏まえ、現状予定しておりますとおりカットイン風速は3m/sとして稼働を想定しております。また、環境保全措置としては、カットイン風速以下でのフェザリングの実施を検討しております。①に記載のとおり、BM5及びBMTにおける出現頻度を合計した場合、風速1～2m/sで最も多く確認されていることも踏まえ影響を低減できると考えております。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
15-6	1111	表10.1.4-80(7) 重要な哺乳類への影響予測 (イタチ科)	1次	移動経路の遮断・阻害について、可能な限り既存道路等を活用する等の環境保全措置を講じることから、移動経路の遮断・阻害に係る影響は小さいものと予測していますが、現時点で既存道路により移動経路が遮断・阻害されていた場合、本事業の改変により経路の遮断・阻害範囲が拡大することとなります。以上の内容と調査結果を踏まえ、本事業による改変があったとしても、イタチ科の移動経路が喪失することがないことを説明してください。	本事業による改変に伴い、イタチ科の移動経路の喪失が全くないと断言することは難しく、移動経路の一部が遮断・阻害される可能性が考えられます。しかし、既存道路によりイタチ科の移動経路が既に遮断・阻害されていたとした場合、そのような既存道路等を可能な限り活用することにより、本事業に伴う新たな移動経路の遮断・阻害の影響は小さくなるものと予測しております。
15-7	1126	表10.1.4-83(7) 重要な鳥類への影響予測 (オオジシギ)	1次	P467の専門家の意見に、「対象事業実施区域の中央部付近は風力発電機とも比較的近く、他と比較して衝突リスクが高い可能性がある」とあり、事業者の対応には「極力離隔がとれるよう検討をおこないました。」としていますが、離隔を取ったことにより、中央付近の衝突リスクがどの程度低減され、本予測結果となったのか、具体的に説明してください。	対象事業実施区域の中央部付近で確認されているオオジシギについては、いずれも畑雑草群落で集中的に確認されています。定量的にどの程度衝突リスクが低減されたのかお示しすることは困難ですが、風車のブレード回転範囲がこの植生にかからないようにしたこと、オオジシギの飛翔軌跡と重複しないよう、配置を検討いたしました。オオジシギの誘示飛翔範囲（ディスプレイフライト範囲）は地域個体差があるものの、広いもので半径約200m程度であるとする知見（「オオジシギ Gallinago hardwickii の繁殖行動と生息環境」(Strix10, 1991年)）を参考に、本調査で確認された鳴き声や飛翔の場所を任意で囲い、誘示飛翔範囲として図化したものを別添資料15-7-1に示します。図化に際しては、半径200mを目安とした範囲でのとまり・鳴き声及び飛翔を、同一個体による行動とみなし、みなし同一個体の行動が概ね含まれるように誘示飛翔範囲を設定しております。対象事業実施区域北部、中央部及び南部で確認されたオオジシギの誘示飛翔範囲は主に乾性草地（畑雑草群落や牧草地等）内となっております。また、一部樹林上の飛翔がありますが、それ以外は主に乾性草地上を飛翔していることが確認できます。中央部付近は風力発電機との距離が北部や南部よりも近い範囲で確認されていることから、距離的には衝突リスクが高い可能性が考えられますが、誘示飛翔範囲に含まれる植生環境を踏まえると、衝突リスクに大きな差はないものと考えます。
15-8	1129 ～	表10.1.4-83 重要な鳥類への影響予測 (ミサゴ他)	1次	騒音による生息環境の悪化の影響について、希少猛禽類の多くの種で、工事に伴う騒音は一時的であることや、低騒音型の機械を使用する等の保全措置を講じることによって影響を低減できるとしてはいますが、施工前に繁殖行動等が確認された際、繁殖期の施工を避けるといったことや、最短距離にある営巣地の状況により施工計画を変更するといった検討はされないのでしょうか。	施工前に繁殖行動等が確認された場合には、確認地点付近の施工について営巣地の状況を確認しつつ、巣から遠い場所から施工するなど慎重に工事を進めるよう配慮いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
				<p>【非公開】</p>	<p>【非公開】</p>
15-9	1134	<p>表10.1.4-83(11-2) 重要な鳥類への影響予測 (ハチクマ)</p>	1次	<p>②P957を見ると、St. 5北ペアの推定営巣地範囲が改変区域と隣接しているほか、赤禿ペアに関しては推定営巣地範囲内に改変区域が含まれている状況です。もし、これらの営巣地が①で挙げた推奨距離内にあった場合、どのような環境保全措置を講じる予定なのか、事業者の見解をご教示ください。また、これらへの影響の予測を検討せず「生息環境への影響は小さい」と言えるのでしょうか。事業者の見解をご教示ください。</p> <p>③移動経路の遮断・阻害について、影響を低減できる要因の一つとして、「それぞれ営巣地から最も近い風力発電機までは500m以上の距離が確保されること」を挙げていますが、本表の「改変による生息環境の減少・消失」の項目に、本種は行動範囲が広大である（巣から10～30kmの距離まで飛翔する場合もある）と記載があることを踏まえ、500mという数値を、移動経路の遮断・阻害に係る影響を低減できるとした根拠を説明してください。</p> <p>④繁殖期における妨害すべきでない範囲とあることから、繁殖期は工事を避けるなど、工事時期の調整を行う等の保全措置を行う必要はないか、事業者の見解を伺います。</p>	<p>②推定営巣地に対しては、実際に営巣している位置により、影響が小さくなる場合も大きくなる場合もあると考えられます。そのため現状としては、営巣の可能性が考えられる範囲として十分に留意し、既存道路を活用することで改変面積を少なくすること、低騒音型の建設機械を使用すること、営巣環境となる樹林内に不用意に立ち入らないこと等、現時点で実行可能な環境保全措置を講じます。また、今後実施する事後調査にて、営巣地が①で挙げた推奨距離内にあることが明らかとなった場合には、専門家の意見を聴取した上で、繁殖期は営巣地より遠い場所から施工するなどして、推奨距離内における工事時期の調整などの環境保全措置を検討し、影響の低減に努める考えです。</p> <p>③繁殖期に妨害すべきでない範囲の推奨距離400mを踏まえ、この範囲内は移動の経路としても飛翔頻度が高くなると考え、500mを判断の基準といたしました。対象事業実施区域及びその周囲における標高データと、確認されたハチクマの渡りを重ねた図を、別添資料15-9③の図1にお示しいたします。主に南北方向に移動している様子が確認されており、風車配置と概ね平行な移動経路を取るものと考えられます。また、対象事業実施区域の中央部付近で、旋回上昇を交えた東西の移動が確認されておりますが、周囲に比べ相対的に標高が低く風車の設置を予定していない範囲を通過しているものと考えられます。そのため、渡り移動するハチクマに対する移動経路の遮断・阻害に係る影響は低減できているものと予測しております。</p> <p>また、ハチクマは巣から10～30kmの距離まで飛翔するとされておりますが、本調査においては主に500m程度の範囲で飛翔している様子が確認されております（そのため、風車の位置が営巣地から500m以上離れていることにより、移動経路に対する遮断・阻害の影響は小さいものと予測しております）。加えて、別添資料15-9③の図2のとおり、当該地域の個体群は営巣地から尾根部（風車設置位置）を越えて東西に移動する飛翔が少なく、基本的には尾根を境界にして営巣地側を利用しているものと考えられます。そのため、広大な行動範囲を飛翔する種ではありますが、対象事業実施区域及び周辺に生息する個体群において、移動経路に対する遮断・阻害の影響は小さいものと予測しております。</p> <p>④工事中に実施する事後調査において、影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、工事時期の調整等の環境保全措置を検討し、必要に応じて追加の対策を講じる考えです。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
15-10	1149	表10.1.4-83(14-1) 重要な鳥類への影響予測 (チュウヒ)	1次	<p>図書で参考とされている知見のほか、「風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価の基本的考え方（環境省）」にて、チュウヒへの影響に係る基本的な考え方が示されていますが、本知見に沿って予測した場合、どのような影響予測となるのか、具体的にご教示ください。</p>	<p>「風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価の基本的考え方」（環境省、令和6年）では、チュウヒの営巣環境の条件として、周囲が水域等で遮られることにより外敵である哺乳類が侵入しづらい環境であることとしております。対象事業実施区域及びその周囲でそのような条件に該当する箇所としては、区域の北側を流れる後志利別川や北東側のオチャラッペ川流域と考えられます。また、専門家からの意見（尾根のササ原でも繁殖する例もあること等）も踏まえ調査結果を注意深く精査しましたが、繁殖に関わる行動は確認されず、少なくとも風車設置位置周辺での繁殖はないと考えられます。</p> <p>同資料においては、チュウヒの生息・繁殖への影響が低減される条件として、風車設置位置が隣接ペアとの干渉行動や風車ブレード高さでの探餌飛翔が集中する場所ではないこと、高利用域の内部に風車が建設されないこととしております。しかし先述のとおり、風車設置予定位置周辺での繁殖はなく、ペアの飛翔等も見られなかったことから、上記の条件を満たしていると考えられます。さらに、営巣場所から草地環境が連続する範囲と高利用域内の採食地が改変されないことも条件としております。しかし、仮に先述の河川流域に繁殖地があると想定しても、河川流域と対象事業実施区域の間には樹林の傾斜地があり、連続した草地環境は見られないことから、同様に条件を満たしていると考えられます。</p> <p>以上のことから、同資料の知見に沿った場合においても、チュウヒへの影響は小さいものと予測されます。</p>
15-11	1153	表10.1.4-83(15-1) 重要な鳥類への影響予測 (ツミ)	1次	<p>移動経路の遮断・阻害について、推定営巣地範囲に改変区域は含まれなかったとのことですが、本種の営巣中心域や高利用域を踏まえても同様の予測結果となるのか、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（環境省、平成24年）に示されている営巣中心域の半径や繁殖期に妨害すべきでない範囲の推奨距離（半径）について、ツミの記載はありませんが、同じハイタカ属であり比較的同程度の体長であるハイタカは、100m前後とされており、今回の調査において確認されたペア（雲内ペア）の推定営巣地範囲から改変区域までは最短で620m程度の距離であり、離隔を取れていることから、影響は小さいものと予測しております。</p>
15-12	1157	表10.1.4-83(16-1) 重要な鳥類への影響予測 (ハイタカ)	1次	<p>①営巣地が特定されていないものの繁殖が示唆された赤禿ペアが確認されていますが、影響予測には特段の記載がありません。事業区域内に営巣する可能性がありますか。事業者の見解をご教示ください。</p> <p>②移動経路の遮断・阻害について、推定営巣地範囲に改変区域は含まれなかったとのことですが、本種の営巣中心域や高利用域を踏まえても同様の予測結果となるのか、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>①②「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（環境省、平成24年）に示されている営巣中心域の半径や繁殖期に妨害すべきでない範囲の推奨距離（半径）について、ハイタカは100m前後とされており、今回の調査において確認されたペア（赤禿ペア）の推定営巣地範囲から改変区域までは最短で130m程度の距離であり、影響は小さいものと予測しております。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
15-13	1161	表10.1.4-83(17-1) 重要な鳥類への影響予測(オオタカ)	1次	<p>① 改変による生息環境の減少・消失について、改変率は理解しましたが、改変区域が高利用域と重複していることや、採食地上空も利用することを考えると、ブレード回転域を含めた改変率により予測することも必要と考えます。</p> <p>仮に、ブレード回転域の直下を改変区域として捉えた場合、改変率はどの程度となり、どのような予測結果となるのか、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>② 営巣地と改変区域の最短距離が320mとなっています。営巣中心域の重複はないものの、他の種と比較して中心域の境界と改変区域の距離がかなり近いですが、320mの離隔で、騒音による生息環境の悪化に係る忌避等の発生を低減できるとする先行事例や根拠があればご教示ください。</p>	<p>① 別添資料Q15-13①の表にブレード回転域直下も改変面積とした場合の結果を示します。赤禿ペア及び上金原ペアについて、改変面積の増加は0.07ha及び0.03haであり、改変率は0.13% (0.02%増) 及び0.15% (0.01%未満増) となりました。村雲ペアについては、改変面積の増加は1.90haであり、改変率は0.96% (0.41%増) となりました。いずれも、ブレード回転域と高利用域との重複があるものの、回転域直下の面積を含めた合計の改変率は、1%に満たない結果となりました。ブレード回転域を含めた場合、3ペアとも高利用域の改変率は増加し、オオタカの生息環境への影響はあるものと予想しますが、ブレード回転域直下を改変区域に含めた場合でも、その改変率は1%未満であることから、影響は極力低減できている事業計画であると考えます。</p> <p>② 「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(環境省、平成24年)において、イギリスでの保全措置として下記の内容が紹介されています。『営巣中心域の改変以外に営巣中心域の周囲の状況の変化、たとえば工事にもなう通行車両の増加等もオオタカの繁殖に影響を与える。この影響は、オオタカの営巣初期の過敏な時期で大きく、繁殖ステージが進むにつれて小さくなる。イギリスでは造巣開始から抱卵期に入って10日目までは巣から400mの範囲で変化がおきないようにし、その後育雛期に入って10日目までは巣から300mの範囲、その後、巣立ち雛が分散するまでは200mの範囲での変化を避けるべきという保全措置が示されている(Petty 1998)。』</p> <p>本事業にこの保全措置を適用した場合、直近で320mとなる赤禿ペアの周囲では、工事年の4月頃に繁殖・抱卵の様子をモニタリングした上で、抱卵が確認できれば、抱卵開始(確認)後10日までは、400m範囲内での工事時期を調整することになると考えます。工事開始後も、営巣地から320~400m範囲については、急な変化とならないよう、工事を始める場所は極力巣より遠いところから徐々に着手する、低騒音型の建設機材を使用する、工事作業者が巣に近づかないなどの配慮を行うことで、影響を低減できるものと考えます。</p>
15-14	1177	表10.1.4-83(22) 重要な鳥類への影響予測(クマガラ)	1次	<p>クマガラへの影響について、樹林環境の改変率などを挙げ、影響は低減できるものと予測しています。本種は改変区域では確認されていないものの、工事車両等の通行ルート付近で複数確認されており、場合によっては車両の通行量の増加による忌避などの影響が考えられますが、クマガラが利用する可能性のある胸高直径40cm以上の樹木や利用された痕跡は、通行ルート付近に存在しているか把握しているでしょうか。</p>	<p>クマガラが利用する可能性のある胸高直径40cm以上の樹木や利用された痕跡は、工事車両の通行ルートとなる既存道路や林道を踏査する際に注意しましたが、沿線では確認されませんでした。</p>
15-15	1187	表10.1.4-84 渡り鳥の影響予測	1次	<p>「ブレード等への接触」において、アトリの予測年間衝突数が高いことについて触れていますが、アトリよりは低いものの、カラス属及びメジロも高い数値となっており、P1238、P1240の図では赤いメッシュが風車に重複しています。このことを踏まえ、カラス属及びメジロへの影響についてはどのように予測・評価するのか、事業者の見解を伺います。</p>	<p>風力発電機設置前の飛翔状況を踏まえると、カラス属やメジロについてもアトリより年間予測衝突数は低いものの、衝突リスクについては一定程度あるものと考えられます。ただし、これらの種は個体数も多く、対象事業実施区域及びその周囲には広く飛翔していると考えられ、風力発電機周辺においても飛翔可能な空間が確保されていることから、総じて影響の程度は小さいものと考えます。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
15-16	1256	表10.1.4-89 重要な両生類 への影響予測 (エゾサン ショウウオ)	1次	①工事関係車両への接触に関する環境保全措置として工事関係車両の十分な減速を挙げていますが、本種のサイズを考えると適切な対応といえるのでしょうか。哺乳類や鳥類と異なり目視での対応には限界があると思われるため、別の環境保全措置を検討すべきと考えますが、事業者の見解をご教示ください。  ②濁水の流入による生息環境の悪化について、P692にて濁水到達の可能性がある箇所として土捨て場1②があり、P1056と比較すると、その流下先にてエゾサンショウウオの幼生が確認されているように見えますが、本地点において本種が濁水の流入による影響を受ける可能性があるのかご教示ください。 また、影響を受ける可能性がある場合、本地点への環境保全措置はどのようなものを見込んでおり、その対応でどのような効果が見込まれているのか、具体的にご教示ください。	①工事車両の運転者が目視にて小動物を確認することは、不可能とは言えないものの限界があるものと考えます。しかしながら、工事関係車両が十分に減速することには、運転者がブレーキをかけた際に停止しやすい意味もありますが、対象となる小動物が避ける時間を確保できる点も挙げられると考えております。舗装路で速度を上げた車両に対して避けることは難しいかと思いますが、エゾサンショウウオが車両と接触する可能性があるのは舗装路よりも林道であると考えられ、林道を通行する際に十分に減速することで、影響を回避・低減できるものと考えております。  ②p692とp1056を比較すると、濁水が到達する可能性がある箇所にエゾサンショウウオの幼生が確認されているように見えますが、これらが指している水域は別のものです。対象の沈砂池は、土捨て場が位置する谷部に設置し、谷方向にある常時水流へと排水する計画としております。一方でエゾサンショウウオの幼生は、土捨て場の西側に広がる牧草地脇にある、ため池で確認されております。対象の沈砂池よりも標高が高い場所であり、沈砂池からの流入はないものと考えております。 エゾサンショウウオの幼生が確認されたため池の写真と、沈砂池との位置関係を示した図を別添資料15-16②にてお示しいたします。
15-17	1258	表10.1.4-91(1) 重要な 昆虫類への影 響予測 (オオ アイトトンボ)	1次	濁水の流入による生息環境の悪化について、P693にて濁水到達の可能性がある箇所として道路K2があり、P1065と比較すると、その流下先にてオオアイトトンボが確認されているように見えますが、本地点において本種が濁水の流入による影響を受ける可能性があるのかご教示ください。 また、影響を受ける可能性がある場合、本地点への環境保全措置はどのようなものを見込んでおり、その対応でどのような効果が見込まれているのか、具体的にご教示ください。	対象のオオアイトトンボが確認された環境は、樹林内にある林道脇の草地です。池沼等の開放水域で確認されていた場合は、ご指摘のとおり濁水の流入による影響を伴うと考えられますが、上述の確認環境は周囲に広がっており、濁水の流入による影響はその環境の一部に限られ、オオアイトトンボの生息環境に与える影響は小さいものと予測しております。 別添資料15-17にて対象のオオアイトトンボが確認された場所（林道及び林道脇の草地）の写真をお示しいたします。
15-18	1273	表10.1.4-93(7) 重要な 陸産貝類への 影響予測 (サ ッポロマイマイ)	1次	変更区域内でサッポロマイマイが2個体確認されていますが、施工前に生息が確認された地点を再度確認するなどの対応は行わないのでしょうか。 変更率を考慮すると影響は小さいというの理解できますが、本種が変更区域内で確認されているのであれば、まずは回避を検討する必要があると考えます。	サッポロマイマイなどの陸産貝類は移動速度が非常に遅くはありますが、移動をしないわけではなく、今回の調査において確認された個体を数年後の施工前に再度確認することは極めて困難であり、確認できない可能性が高いと考えております。そのため、変更率を考慮した上で影響は小さいと予測するとともに、樹木の伐採や造成を必要最小限にとどめることにより、影響は低減できると考えております。
15-19	1274 ～	(※)魚類	1次	魚類の影響予測について、いずれも「濁水や掘削土の流出を防止する等の環境保全措置を講じることから、濁水の流入による生息環境の悪化に係る影響は低減できるものと予測」していますが、どの程度まで低減できると予測しているのでしょうか。重要な魚類が生息できる程度まで低減されるものと考えてよいのか、具体的にご教示ください。	p692および693のとおり、沈砂池等の環境保全措置を講じることにより、基本的には濁水は常時水流に到達しないこととなります。また、濁水が到達する土捨て場1②及び道路J1についても、p708のとおり排水が到達する河川での浮遊物質量の予測結果から、優位な変化はないと考えられ、環境に与える影響は極めて小さいものと予測しております。そのことから、河川に生息する魚類に対する影響も低減できていると予測しております。
15-20	1283	表10.1.4-97(1) 重要な 底生動物類へ の影響予測 (二ホンザリ ガニ)	1次	濁水の流入による生息環境の悪化について影響予測されていますが、変更区域外においても、工事車両の走行などで影響が及ぶ可能性はないのか、事業者の見解をご教示ください。	変更区域外においても、既存道路の周辺において二ホンザリガニが確認されておりますが、道路脇の側溝等で確認されているのではなく、道路から周辺の樹林に入り込んだ場所において確認されており、工事車両の走行が与える影響は小さいものと考えております。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
15-21	1284	(c)評価の結果	1次	<p>「事前の環境保全措置を講じた結果及び事後調査の結果により著しい影響が生じると判断した際には、専門家の指導及び助言を得て、状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じる」とのことですが、さらなる効果的な環境保全措置はどのようなものを検討しているのか、コウモリ類及び鳥類に関し、それぞれ具体的にご教示ください。</p> <p>なお、P468の専門家意見に「風車のタワーやブレード等への目玉模様の貼付や忌避するような音を出すといった対策が、環境保全措置として実施されることもあるが、現状では十分な効果があることは実証されていない」とことや、「これらの措置を実施するから問題ないとして事業を実施するのではなく、まずは影響を回避・低減ができるかを重視していただきたい」とあることを踏まえ、回答してください。</p>	<p>「さらなる効果的な環境保全措置」は、実際に事後調査を実施した結果を踏まえて、専門家による助言を得た上で判断することを考えております。現時点では知見が十分ではないこととありますが、国内外で効果があるとされている事例として、コウモリ類であれば、活動が活発な時期にカットイン風速をあげる措置を取るといったことや、鳥類であれば、種によって応答は異なりますが、視認性を上げる措置や、特定の時期のある時間帯に稼働制限をおこなうことなどが挙げられると考えております。ただし、これらは措置はケースバイケースであり、事後調査の結果を踏まえ、事業者として実行可能な範囲での対策を検討していくことになると考えております。</p>

16. 「10.1.5 植物」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
16-1	1315	表10.1.5-7 植物群落の概要	1次	<p>群落No. 6のブナーミズナラ群落について、植生自然度9のチシマザサーブナ群集で確認されるブナやミズナラと比較して直径が細いことから、二次林の印象を受けているとのことですが、チシマザサーブナ群集で確認されたチシマザサーブナ群団の標徴種が見られていることから、将来的には植生自然度9になり得る群落として、回避・低減措置を講ずる必要はないでしょうか。</p> <p>本事業ではWT10の風車ヤードが上記と重複しているように見えますが、回避・低減措置を講じる予定はあるのか、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>現時点で植生自然度8に相当すると考えられるブナーミズナラ群落について、周辺の林分から構成種が入ってくるなど、十分な期間（例えば100年以上等）が経過すれば、植生自然度9になる可能性は否定できるものではありません。しかし、対象となるWT10の風車ヤードが重なっているブナーミズナラ群落については、既存の造成地が接する位置にあり、事業期間中に植生自然度が変化するほどの事象は生じにくいのではと思慮します。また、当該群落の改変範囲は約0.02haと必要最小限に留めており、事業実施に伴う影響は低減できていると考えております。</p>
16-2	1316	表10.1.5-7 植物群落の概要	1次	<p>群落No. 15のヤナギ高木群落（二次林）について、「林地開発や砂防・護岸工事の影響を受けた二次的植生であると考えられる。」とありますが、何をもちってどのように判断したのか、過去の林業施業等の履歴といった根拠をご教示ください。</p>	<p>砂防ダムの堰堤の航空写真を別添資料16-2に示します。砂防ダムの設置にあたり、一度周囲を伐採していると考えられ、その後の土砂堆積に応じて発達した林分であると判断し、二次林としております。また、河川沿いでヤナギ高木群落（二次林）と判断した範囲を踏査した際には、古いものではありませんがふとん籠が確認されております。そちらも施工に先立ち伐採が必要であったと考えられ、二次林としております。</p>
16-3	1364 ～	(イ)重要な種	1次	<p>植物の重要な種について、一部を除き「改変区域内での確認はなかった」ことを理由の一つとして改変による生育環境の減少・消失の可能性は低いとしていますが、改変区域外においても、工事車両の走行などで影響が及ぶ可能性はないのでしょうか。</p> <p>なお、P471の専門家意見に「改変区域の近くに生育している種も工事の際には留意しておく必要があるだろう」とあることを踏まえ、回答してください。</p>	<p>改変区域外で工事車両が走行する範囲として、既存の舗装道路の脇においても重要種が確認されており、工事車両の走行による影響は全くないと断言することは難しいと考えます。しかし、当該道路には日常的に乗用車のほか、農耕用重機や大型車両の通行を見られています。また、道路脇部分の草刈りが不定期に行われているようで、本事業における工事車両の通行以外の影響要因が多く存在し、その中で本事業による影響は大きいものではないと考えております。</p> <p>また、専門家意見にあります「改変区域の近くに生育している種」については、質問8-21での回答に記載いたしましたとおり、カキランで改変区域から15m程度の距離で確認されている株があります。そちらの株についても、不用意に立ち入り生育環境に影響を与えないよう生育範囲を明示するなどし、工実施の際に留意いたします。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
16-4	1365 1368	表10.1.5-21(3)重要な植物への影響予測(カキラン) 表10.1.5-21(11)重要な植物への影響予測(キタササガヤ)	1次	<p>①「改変による生育環境の減少・消失」において、改変区域内で確認されたカキラン及びキタササガヤについては、いずれも工事の実施前に自生を再確認した場合は移植を検討する旨の記載がありますが、P1372の環境保全措置の記載に「重要な植物の生育環境の保全を基本とする」とあることも踏まえ、まずは生育環境の回避が必要ではないでしょうか。計画上やむを得ない場合は移植を実施することですので、どのような点で「やむを得ない」と判断されたのか、それぞれの種についてご教示ください。</p> <p>②移植を検討する場合、代替地となり得る適地の選定や移植する時期については、慎重に検討する必要があります。場所・時期の選定についてどのように行うのか、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>①改変区域内で確認されたカキラン及びキタササガヤは、いずれも既存道路(林道)の脇で確認されており、道路拡幅のために改変が生じるものと考えております。これらの生育環境を回避した場合、既存道路から外れた改変が必要となり、切土、盛土や樹木の伐採等の改変が増えるため、移植を行うこととしております。しかしながら、評価書確定後に事業者と現地にて実際の拡幅箇所を確認した上で改めて検討し、改変区域に含まれると判断された場合には移植を行うことといたします。</p> <p>②代替地となり得る適地については、工事実施前に移植個体を現地で確認する際に、併せて現地確認の上で選定いたします。現時点では、現地確認の時期としては夏季を、移植時期としては秋季を想定しております。</p>
16-5	1371	表10.1.5-23(4)重要な群落への影響予測(チシマザサープナ群落)	1次	チシマザサープナ群落の確認状況について、対象事業実施区域の内外それぞれの分布面積をお示しください。	チシマザサープナ群落の分布面積は、準備書p1363のとおりです。「調査範囲」の面積には対象事業実施区域内の面積が含まれておりますが、対象事業実施区域内の分布面積はほぼ0(約0.002ha)であるため、「調査範囲」に記載の面積59.4haはそのまま対象事業実施区域外の分布面積となります。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
16-6	1372	(c)評価の結果	1次	<p>①外来生物法で特定外来生物に指定されている植物に関しての環境保全措置が記載されていますが、P1353に記載されている以下の外来植物に関する記載がありません。これらに関し、どのような経緯で特定外来生物のみに絞りこんだのか、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>○北海道生物の多様性の保全等に関する条例（北海道）に基づく指定外来種</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フランスギク</li> <li>・イワミツバ</li> </ul> <p>○生態系被害防止外来種リスト（環境省・農林水産省）において重点対策外来種に指定されている種</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オオブタクサ</li> <li>・オオアワダチソウ</li> <li>・セイヨウタンポポ</li> </ul> <p>○生物多様性への影響が著しいと考えられる種</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハリエンジュ</li> </ul> <p>②①で挙げた種の中で、繁殖力が強く防除が困難な種や裸地にいち早く侵入・繁茂するおそれがある種については、特定外来生物と同様の措置を執るのが望ましいと考えますが、事業者の見解を伺います。</p> <p>③「裸地部については必要に応じて緑化する。」とありますが、碎石舗装やアスファルト舗装する箇所を除き、どのような箇所が緑化されないのか、「必要に応じて」の内容を具体的にご教示ください。また、緑化しないことにより、外来植物の侵入や生育地の拡大に繋がるおそれがないかを併せてご教示ください。</p>	<p>①②特に「特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律」において特性外来生物に指定されている植物については、確実に除去することが望ましいと考えられ、対応を明記しております。他の外来生物についても、工実施時に確認された際には刈り取り等の対応を実施することを考えております。</p> <p>③基本的には裸地部は緑化することで考えておりますが、詳細は関係機関と協議の上、決定いたします。</p>

17. 「10.1.6 生態系」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
17-1	1394	図10.1.6-4 クマタカの生活史	1次	<p>「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（環境省）では、「クマタカの行動を明らかにし保全措置を検討するには、営巣場所の発見及び少なくともとも繁殖が成功した1シーズンを含む2営巣期の調査が望ましい。」と記載があります。調査期間は抱卵期の中盤である4月下旬からの調査となっておりますが、2営巣期を網羅出来ているといえるのでしょうか。本調査期間でも営巣状況等を網羅できているとするのであれば、その理由をご教示ください。</p>	<p>「風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価の基本的考え方」（環境省、令和6年）では、クマタカの生息状況に関する事前調査の最適化についても整理されております。その中では、11月から調査を開始し、翌年8月までの調査で営巣中心域が把握でき、同資料で整理されている「クマタカに対する事業影響の基本的考え方」と照合し、いずれの事業影響も低減されると評価できる場合には、以後の調査は不要である旨が記載されております。</p> <p>今回の調査では、4月に調査開始した後に同年中に幼鳥の単立ち及び営巣地が確認されております。また、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（環境省、平成24年）に従い翌年2月までの幼鳥の飛翔範囲を基に営巣中心域を算出したこと、上記「基本的考え方」と照合して事業影響が低減されると評価されたことから、8月までの調査で以降は不要と判断しております。</p>

18. 「10.1.7 景観」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
18-1	1525	図10.1.7-3 (12-7) フォトモニター ジュによる主要な眺望景観の予測結果	1次	<p>秋の写真のみ植生がかなり繁茂していますが、なぜこのような写真となったのか理由をご教示ください。</p>	<p>秋季、冬季及び春季は同じ立ち位置から撮影を実施しており、秋季についてはご指摘のとおり、繁茂した植生に一部遮蔽されておりますが、予測に支障はないと判断しております。夏季については、視界を遮るよう植生が繁茂していたことから、視認性をあげるため、約5m北側の位置から撮影を実施いたしました。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
18-2	1574 ～ 1579	表10.1.7-4評価の結果（風力発電機の視認程度）	1次	<p>評価の結果において、公的HPにおいて「遊楽部岳」などを望むことができる場所として紹介されていますが、景観資源に指定されていないことを理由に評価されていません。</p> <p>景観資源に指定されていないとはいえ、眺望点から望むことができる景色として紹介されているランドマークについては、予測及び評価することが景観への配慮に繋がるものと考えます。</p> <p>そこで、景観資源に指定されていないものの、眺望対象として挙げられ、かつ本事業と同時に視認できる「遊楽部岳」、「水田風景」について、どのような予測及び評価となるか、ご教示ください。</p>	<p>「①玉川公園」、「②北檜山グリーンパーク」及び「③立象山公園」における「遊楽部岳」及び「水田風景」への影響を踏まえた評価は下記のとおりになります。評価書では下記を踏まえ、評価の結果を修正いたします。</p> <p>・「①玉川公園」、「②北檜山グリーンパーク」及び「③立象山公園」の垂直視野角はそれぞれ、1.2度、1.0度、0.7度である。また公的HPにおいて「①玉川公園」は「遊楽部岳」及び「水田風景」を、「②北檜山グリーンパーク」及び「③立象山公園」は「遊楽部岳」を望むことのできる場所として紹介されており、本事業と同時に視認できる位置関係である。眺望景観に変化はあるものの、いずれの地点も「送電鉄塔の見え方」の知見において「シルエットになっている場合にはよく見え、場合によっては景観的に気になり出す。シルエットにならず、さらに環境融和塗色がされている場合には、ほとんど気にならない。光線の加減によっては見えないこともある。」とされる視野角を下回り、NEDOの知見において「約1.5度までは、（風力発電機は見えるが）気にならない。」とされる視野角を下回る。風力発電機は周囲の環境になじみやすいような環境融和色に塗装する環境保全措置も講じており、実行可能な範囲内で影響の低減が図られている。</p>
18-3	1578	表10.1.7-4 (2-6)	1次	<p>ローター部がない鉄塔において、環境融和塗色を行うことでほとんど気にならなくなる垂直視野角は2度程度とされています。特に、垂直視野角で4.6度の日進寿の家は遮るような植生等もなく、NEDOの知見において「負の意味で風力発電機を気にするようになる」垂直視野角を超えています。ローター部がある風車においてはより慎重な評価を要すると考えられますが、鉄塔の見え方を参考にすると、環境融和塗色により十分な影響の低減を図るためには、配置等によって垂直視野角を少なくとも2度以内にする必要があると考えますが、事業者の見解を伺います。</p>	<p>「⑩日進寿の家」に関して、予測地点は施設周辺の開けた場所であり、施設前からは植生によりさらに風力発電機が遮蔽される状況となっております。また、公的HPで紹介されている眺望対象や視認できる景観資源が無いことから、風力発電機を環境融和色に塗装するとともに、方法書において検討していた24基から19基に風力発電機を削減する保全措置によって、実行可能な範囲内で景観への影響を低減できているものと考えております。引き続き、地元の皆様にご理解を得られるような事業計画を検討してまいります。</p>

19. 「10.1.8 人と自然との触れ合いの活動の場」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
19-1	1588	表10.1.8-1 (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況	1次	<p>調査結果で「サケ観察等の利用者はいなかった」とありますが、8月はサケが遡上する時期ではないので、利用者が多いと想定される時期に合わせた調査を行う必要はないでしょうか。事業者の見解を伺います。</p>	<p>8-10の回答のとおり、「真駒内川さけ観察広場」を含め、主要な人と自然との触れ合いの活動の場については通年の利用状況を確認しております。また、当該地点が位置するせたな町に対し、当該地点の利用の多い時期についても伺っておりますが特段情報がなかったこと、多目的な親水公園として遊具や遊歩道等も整備されており、散歩やピクニック等のさけの観察以外の活動にも利用されている施設であることから、夏季を含めた利用状況を把握することで事足りていると考えております。</p>
19-2	1596	表10.1.8-3 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への累積的影響の予測結果（工用資材等の搬出入）	1次	<p>環境保全措置として「交通集中を避けるよう調整する」としていますが、北檜山ウィンドファームの事業者と協議して調整するというのでしょうか。見解を伺います。</p>	<p>「表10.1.8-3 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への累積的影響の予測結果」のとおり、計画中他事業との累積的影響を加味しても、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用及びアクセスは阻害されないと予測しておりますが、今後の事業計画も踏まえ、北檜山ウィンドファームの事業者との協議・調整も検討いたします。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
19-3	1599	表10.1.8-4主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響の予測結果（地形改変及び施設の使用）	1次	「人と自然との触れ合いの活動の場として機能している地点」とありますが、具体的にどの地点からの離隔を示しているのか、地点ごとにお示しください。	各主要な人と自然との触れ合いの活動の場の現地調査を踏まえて把握した利用環境及び航空写真をもとに、以下の地点から最も近接する地点との離隔を示しております。 1. 浮島公園：「うぐい沼」のうち、最寄りの風力発電機に最も近接する南端の地点 2. 真駒内川さけ観察広場：広場のうち、最寄りの風力発電機に最も近接する南端の地点 3. せいらりゅうパークゴルフ場：パークゴルフ場のうち、最寄りの風力発電機に最も近接する南西端の地点 4. 今金町フットパス：フットパスコースのうち、最寄りの風力発電機に最も近接する「くもかせコース」南西端の地点

20. 「10.1.9 廃棄物等」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
20-1	1601	表10.1.9-1工事に伴い発生する廃棄物等の種類及び量	1次	①木くず及びアスファルト殻は有効利用しない計画となっていますが、有効利用が可能であるかについて、どのような検討をされたのかご教示ください。 ②木くずは産業廃棄物として処理することとしていますが、有効利用しない理由をご教示ください。	①②伐採木と異なり、木くずは丁張・型枠利用後のくず材・端材なので産廃処分を想定しています。アスファルト殻は発生しない想定です。

21. 「10.2 環境の保全のための措置」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
----	---	-----	----	------	-------

22. 「10.3 事後調査」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
22-1	1625	10.3.1 事後調査	1次	対象事業実施区域及びその周辺には繁殖力が強く防除が困難な種や裸地にいち早く侵入・繁茂するおそれがある外来種が生育していることを踏まえ、工事の実施により分布が拡大していないか等を確認するためにも、外来植物に関する事後調査や事後モニタリングを実施する必要はないでしょうか。	繁殖力が強く防除が困難な種や、裸地にいち早く侵入・繁茂する恐れがある種については、環境監視項目として、ヤード部等における生育状況を確認することを検討いたします。
22-2	1626	表10.3-1(1)事後調査計画（シャドーフリッカーの調査）	1次	①調査期間について、「風車の影が視認される可能性がある時期に1回」とあります。季節により影の長さ等が変化するものと思われませんが、どのような時期に1回実施するのかお示しください。 ②環境影響が著しいことが明らかになった場合の対応方針で、カーテンやブラインド等の設置を検討していますが、住民への負担が生じる方法ではなく、影に係る時間帯での一時的な稼働停止等の検討を行わないのか、事業者の見解を伺います。	①基本的には草木の繁茂の影響が少ない時期を想定しております。一方で、参照値を超過する可能性がある住宅における、風車の影の発生時期は、春分～夏至、夏至～秋分にかけてであることから、その期間中の晴天時に実施することを想定しています。 ②運転開始後は、該当地区の住民の方から聞き取りを行いつつ、その内容を踏まえて、発生時間中の弾力的な稼働停止の検討も含め、適切な環境保全措置を検討いたします。
22-3	1627	表10.3-1(2)事後調査計画（バットストライク、バードストライクに関する調査）	1次	①調査方法に記載されている保守管理作業員がコウモリ類や鳥類の死骸を発見した場合、専門的な知識を有している調査員と同等の水準で記録することは可能であるという理解でよろしいでしょうか。 ②仮に、短期間で複数のバットストライク及びバードストライクが発生した場合、調査終了を待たずに追加の環境保全措置といった対策の実施を検討しているか、ご教示ください。 また、その際、評価書に記載の予測結果の再解析といった対応は検討されるのか、併せてご教示ください。 ③コウモリ類に関し、専門家から「措置を講じた上でのバットストライクの状況を適切に調査し、その結果を踏まえ、さらにカットイン風速をあげるといった措置を講じるのか等、段階を踏んで検討していくのがよいだろう。」との意見がP464に記載されていますが、その内容を事後調査計画として記載する必要はないか、事業者の見解をご教示ください。	①バードストライク調査前に調査マニュアルを策定し、そのマニュアルに沿って、専門的な知識を要している調査員が事前に保守管理作業員にレクチャーを行い、その上で、保守管理作業員のみで実施することを想定しております。 ②仮に、短期間で多数のバットストライク及びバードストライクが発生した場合、調査終了を待たずに専門家等へのヒアリングを実施し、必要に応じて、追加の環境保全措置を検討いたします。また、その際、評価書に記載の予測結果の再解析というわけではありませんが、評価書時点での予測と、事後調査により得られた結果との比較をおこない、それも踏まえ、影響の程度を検討していくことになろうかと考えます。 ③ご指摘も踏まえ評価書においては、追加的な対策が必要になった際には段階を踏み、カットイン風速の調整をする等の措置を検討していく想定である旨、表現を見直したいと考えております。なお、カットイン風速の調整以外にも効果的な対策が明らかとなっていた場合は、それらの採用も含め、専門家に意見を伺いながら適切に対応してまいりたいと考えております。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
22-4	1628	表10.3-1(3)事後調査計画(生息状況に関する調査)	1次	<p>①事後調査の実施理由としてハチクマ及びオオタカの営巣地の存在を挙げていますが、現地調査にて営巣地が確認されているミサゴやクマタカについても、上記2種と同等の精度で事後調査を実施する必要があると考えます。 ミサゴやクマタカについて、併せて実施される猛禽類の調査において、上記2種と同等の確認調査が行われるものと考えてよいのか、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>②調査期間が4～8月となっていますが、ハチクマ及びオオタカ以外の猛禽類についてもこの調査期間で営巣・繁殖状況を把握することは可能なのでしょうか。</p> <p>③定点観察調査について、調査時間や手法は環境影響評価時の手法と同様のものと考えてよろしかったでしょうか。</p>	<p>①現地調査において特に営巣地やペアが確認されたハチクマ及びオオタカを例に挙げて調査を実施する旨を記載していましたが、調査の際にはミサゴやクマタカについても、繁殖の状況を確認してまいります。評価書においては、ハチクマ及びオオタカに限定した形の文言を削除いたします。</p> <p>②事後調査については、営巣地が確認あるいは推定できている種及びペアを中心に調査することとしております。通常の猛禽類調査については、そのような営巣地が確認できていない状態から開始するため、営巣地の場所を類推するために繁殖期の初めから飛翔行動を確認する必要がありますが、今回予定している事後調査についてはすでに営巣地を把握しているため、4～8月に調査することで考えております。</p> <p>③定点観察調査についての調査時間や手法は、環境影響評価時の手法と同様のものを想定しております。</p>
22-5	1628	表10.3-1(4)事後調査計画(移植個体の生育状況に関する調査)	1次	<p>①調査期間は移植対象種の花期の時期とありますが、それぞれ何月頃に何日程度実施する計画としているのか、ご教示ください。</p> <p>②影響が著しい場合と、さらなる効果的な環境保全措置について、どのようなことを想定しているのか、ご教示ください。</p>	<p>①概ね6～7月頃と、9月頃に1～2日間程度を想定しております。</p> <p>②「さらなる効果的な環境保全措置」は、実際に事後調査を実施した結果を踏まえて、専門家による助言を得た上で判断することを考えております。現時点では、移植個体の生育状況が良くない場合に、一度ボット等につつし養生した後で、再移植することなどが考えられるかと思えます。</p>

23. 「10.4 環境影響の総合的な評価」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
23-1	1633	10.4 環境影響の総合的な評価	1次	<p>4段落目に「動物及び植物の保全については、風力発電機ヤード、管理道路の設置に伴う樹木の伐採や土地の改変が最小限となる計画とする」とありますが、P23～P25によると、WT03とWT06をつなぐ1km以上の道路の新規造成が計画されていると見受けられます。このことについて、WT03への動線として、既存道路を有効活用することは検討されたのかについてご教示ください。 また、どのような検討の結果、WT03とWT06をつなぐ道路の造成が必要だと判断されたのか、ご教示ください。</p>	<p>環境影響を最小限に抑えるため既存道路の最大活用を優先する方針として検討いたしました。風力発電機などの大型資材搬送の通路として使用する場合は、別添資料23-1の通り、周囲に1級保安林が含まれる既存道路の一部改変が必要となることから、既存道路の利用が難しいと判断しました。</p>
23-2	1671	表10.4-1(38)調査、予測及び評価結果の概要(動物)	1次	<p>【評価結果の概要】において、ハチクマ及びオオタカに対しては、風車から比較的近い距離に営巣地を確認したことから、事後調査を実施するとありますが、ハイツ及びツミについても、比較的風車と近い距離に推定営巣地があります。これらの種の事後調査については検討されたのでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>確認された営巣地及びペアの数が多く、かつ営巣地が比較的風車から近い距離に確認されたハチクマ及びオオタカを中心に調査する形の記載をしていましたが、質問22-4でも記載しましたとおり、推定地を含め営巣地が確認された他の猛禽類についても、調査の際に繁殖状況を確認してまいります。</p>

24. 「第12章 その他環境省令で定める事項」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
----	---	-----	----	------	-------

25. 「資料編」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
25-1	資5-62	表9(2)希少猛禽類確認状況(クマタカ)	1次	<p>No.28及び29にてクマタカの排除行動が見られたとのことですが、これは本図書に記載されている営巣ペアと、別の個体による行動なのでしょうか。 本行動から、他にも繁殖ペアが対象事業実施区域及びその周辺に存在している可能性はないか確認できるものなのか、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>No.28のクマタカは、本図書に記載されている営巣ペアと判断しております。営巣地から北北西の方向で飛翔していたNo.29の個体に対して向かっていき、排除行動を取ったと見られております。No.29は、営巣ペアとは別個体と判断しております。No.29のこの行動だけでは、繁殖の可能性が判断できるものではないですが、その周辺において繁殖に関わる行動等も見られていないことから、別の繁殖ペアが存在している可能性は低いと考えております。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
25-2	資6-1 資7-1	調査地点における視野範囲図	1次	それぞれの調査における視野範囲を、調査地点ごとではなく、調査を実施したポイントを重ね合わせた図があれば、参考にご教示ください。	別添資料25-2にてお示しいたします。
25-3	資13-2	2. 調査方法	1次	調査方法にて陽地性の種やマント・ソデ群落の構成種等が生育する範囲を特定するとありますが、資料13-4以降の表で、上記にあたるのはどの種となるのか、ご教示ください。	タラノキ、タニウツギ、ウド、マタタビ、ノリウツギ、アキタブキ等が挙げられます。
25-4	資13-2 ~5	資料13	1次	ここで示されている調査内容と結果は、それぞれ専門家の確認が得られているものなのであるのか、ご教示ください。また、確認が得られているものであれば、どのような意見等があったのかについてもご教示ください。	専門家の確認を得られているものとなっております。また、これらの結果をご覧いただいた上で、林縁効果としては10~20mだろう、といったコメントを頂戴しております。

## 26. その他の質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
----	---	-----	----	------	-------